高知県立高知城歴史博物館
年　報
第５号

令和２年度

目　　次

はじめに……3
第１章　高知城歴史博物館について……4
　１　沿革……4
　２　高知城歴史博物館の使命……4
　３　管理と運営
　　（１）施設概要……5
　　（２）運営協議会……8
　　（３）組織と職員……9
　　（４）新型コロナウィルス感染対策について……10
　　（５）利用案内……11
　　（６）観覧者数……11
　　（７）貸会場……11
第２章　高知城歴史博物館事業……12
　１　収集保存……12
　　（１）山内家資料……12
　　（２）収蔵資料……13
　　（３）保存・管理……13
　２　調査研究……14
　　（１）調査……14
　　（２）研究……14
　３　公開……14
　　（１）閲覧室……14
　　（２）資料等貸出・公開……15
　４　展示……15
　　（１）総合展示……15
　　（２）企画展……17
　　（３）ハンズオン・体験コーナー……20
　　（４）展示解説……20
　５　教育普及……20
　　（１）生涯学習……20
　　（２）学校教育との連携……22
　６　地域連携……25
　　（１）地域活動への協力……25
　　（２）地域資料の調査……26
　　（３）地域研究……26
　　（４）地域歴史文化の紹介……27
　　（５）高知市中心商店街との連携・協力……27
　　（６）高知県歴史文化情報の発信・紹介……28
　　（７）地域連携事業の普及・広報……28
　７　広報……28
　　（１）広報……28
　　（２）宣伝・広告……37
　　（３）誘客の取組……37

（４）イベントの開催……37
８　文化施設連携……38
（１）こうちミュージアムネットワーク……38
（２）土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定……38
（３）高知お城下文化施設の会……38
第３章　土佐山内記念財団について……39
１　管理と運営……39
（１）理事会・評議員会……39
２　財団自主事業……40
（１）土佐藩主山内家墓所管理事業……40
（２）山内基金……40
（３）地域の課題解決支援事業……40
（４）国分寺古文書調査事業……41
３　地域歴史文化施設支援等事業委託業務……41
（１）市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力……41
（２）市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供……41
（３）資料情報の共有化と公開……41
（４）地域の文化施設活動に関わる人材の育成……41
（５）こうちミュージアムネットワークの事務局担当……42
資料１　高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例……43
資料２　高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則……48

はじめに

所謂「バブル」が崩壊してからだろうか、入館者数が博物館評価の基本指標になった感がある。勿論、多くの人に足を運んでもらうことが、我々博物館人の喜びであり、働く気力の源ではある。しかし、文化という悠遠の世界を主題とする博物館の健全な成長を考えた時、果たして、今の評価指標は果たして妥当なのかとふと考えてしまう。

今、改めて「文化」という言葉の意味、文化施設の意義を確認し、改めて活動のあり方や評価の方法を考える時が来ていると強く思う。

新型コロナウィルス感染の影響で、当館の入館者は激減しているが、入館者からは「じっくり見れた」、「久しぶりにゆっくり楽しめた」などの言葉を聞く。ある寺の住職からは、お寺も同じで、参拝者から「ゆっくりお参りができた」、「じっくり考えることができた」との言葉をかけられ、寺があることの意味を考えさせられたとの話を聞いた。コロナ後は、コロナ前に戻ることではない。この未曾有の危機から、我々は何を学ぶのか、それが問題なのである。

「博物館法」第23条では、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」と定めているが、実際は、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」という但書が援用され、指定管理者制度の導入もあって、ほとんどの公立施設は入館料を徴収している。結果、入館料収入と予算のせめぎ合いの中で活動することになり、そのためには一人でも多くの入館者を確保せざるを得ない仕組みができあがっている。財政と文化活動の折り合い。実に悩ましい構図がある。

当館の前身である山内資料館時代をふり返ると、県有物としての山内家資料の学術的・文化的価値と資料館という施設が有する社会的意義、これらを広く県民に知ってもらい、文化財や文化に対する関心を喚起することが基本方針であった。勿論、目ざすべき入館者数の設定はあったが、それよりも遙かに文化施設の本来的意味に関しての評価が重視されていた。それを受けて、職員は資料の基礎調査に取り組み、その成果を展示等で発信、講座や行事などで直接に県民へ伝えようと工夫してきた。十分とは言えないながらも、学術研究と人々との交流という姿勢が、山内資料館に対する県民や地域の理解を得て、新館建設への道が開けたと私は信じている。

「今、我々の前には、費用対効果という言葉のもと、収益に直結しないと判断されれば、即座に淘汰される社会が出現している。それは文化の分野にまで浸透しつつある。あるだけで意味をもつものもあるのであり、それを数字で把握できないというだけで切り捨ててしまっては、取り返しがつかないことになる。文化もその一つだと思う。今だからこそ、我々文化施設の職員は、確実な調査・研究に基づき、根を張った活動を地道に蓄積していくことが肝要であり、そのためにも、それが許される環境の実現にむけた社会的発言も必要だと感じるのである。」

これは、昨年度の本誌に書いた文章の一部であるが、「コロナ後」の文化、文化活動、文化施設などのあり方を真剣に考えることなくして次はないことを、重ねて記しておきたい。

令和３年（2021）６月

館長　渡部　淳

第１章　高知城歴史博物館について

１　沿　　革

高知城歴史博物館の基幹資料は、土佐藩主山内家資料であることに鑑み、同資料の山内家から高知県への移管作業開始からを沿革として記す。

平成６年12月９日	山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で合意
平成７年４月26日	高知法務局へ（財）土佐山内家宝物資料館設立の登記手続終了
平成７年４月28日	高知県教育委員会から（財）土佐山内家宝物資料館設立許可 出捐者及び出捐金 高知県　７千万円 高知市　３千万円 役　　員　理　事　　７名 監　事　　２名 評議員　　10名 財団職員　４名
平成７年４月28日	山内家から高知県へ資料の寄託を受ける 寄託資料内容：『土佐藩主山内家歴史資料目録』（高知県教育委員会、平成３年発刊）分 寄託開始：平成７年５月１日
平成７年５月１日	山内神社と資料館の使用貸借契約の締結
平成７年５月１日	高知県から財団へ資料の管理を依頼される。同日開館
平成８年４月１日	松山尅太郎に代わり筒井作郎が館長代行に就任
平成９年４月１日	山田一郎が館長に就任
平成13年４月１日	山本卓に代わり山田一郎が理事長に就任
平成16年７月23日	山内家から高知県へ資料の移管完了
平成17年４月１日	山田一郎に代わり橋井昭六が理事長に就任
平成17年４月１日	山田一郎に代わり渡部淳が館長に就任
平成17年４月２日	(財)土佐山内家宝物資料館設立十周年を記念し、式典を開催
平成22年１月26日	展示室改修のため、休館（平成22年９月30日まで）
平成22年４月23日	(財)土佐山内家宝物資料館設立十五周年を記念し、式典を開催
平成24年４月１日	公益財団法人へ移行
平成27年３月31日	高知県立高知城歴史博物館への資料移動・展示準備のため、土佐山内家宝物資料館での展示終了
平成28年３月31日	高知県立高知城歴史博物館が竣工する
平成28年５月９日	収蔵庫収蔵棚設置工事、および展示工事（展示ケース､展示造作等）がはじまる
平成28年10月３日	旧土佐山内家宝物資料館から高知県立高知城歴史博物館へ山内家資料約６万７千点を含む、全収蔵資料の移送作業がはじまる（～同年、12月２日まで）
平成29年３月３日	高知県立高知城歴史博物館が開館する
令和元年６月28日	橋井昭六に代わり田村壮児が理事長に就任

２　高知城歴史博物館の使命

１．山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料の分野は「古文書」「美術工芸」「和書漢籍」「古写真」などに及び、いずれも日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有しています。このような貴重な山内家資料を、国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承していきます。

２．近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料は一括した形で収集・保管されている全国的にも稀な事例であり、今後の調査によって新たな歴史的発見につながることが期待されています。山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たします。

３．展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力を伝える常設展示や企画展示・全国巡回展の開催などによって、高知の歴史や文化への理解を深めます。また、学術研究の結果を、研究紀要や資料目録、展示会図録の発刊、学術会議の開催などをとおして広く県内外に向け発信します。

４．生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することなどにより学校教育とも連携を深めます。

５．歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与

学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かしたイベントなどの企画に協力することで、まちづくりなど地域振興や観光振興に寄与します。

※「高知県新資料館基本構想」より

3　管理と運営

（1）施設概要

館名　高知県立高知城歴史博物館
設置者　高知県
指定管理者　(公財)土佐山内記念財団
開館　平成29年３月３日
所在地　〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5
Tel：088-871-1600　Fax：088-871-1619
主体構造　鉄筋コンクリート造＋鉄筋コンクリート造＋ PCaPC 造＋一部鉄骨造（中間免震層）
階数　地上３階（建物高 20.3 m）
設計　日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体
日本設計担当／建築：松尾和生、鈴木智香子
構造：清水謙一
設備：生島宏之、中西剛行
展示　丹青社・高知広告センター資料館実施設計（展示）委託業務共同企業体
担当／入江泰照、西山健一、奈良渉太郎、川畑祐一郎
施工　建築主体工事　清水・轟・入交特定建設工事共同企業体
担当／小曽昌一、重田忍、磯部裕行、野口誠、伊賀原賢一、渡部祐也、井澤栄司
電気設備工事　大東・四設特定建設工事共同企業体
担当／竹村公児、福井康二
空調設備工事　富士古河 E&C・宮崎造工特定建設工事共同企業体
担当／西濵進介、西川良浩
衛生設備工事　昭栄設備工業株式会社
担当／ 森文男
荷物用・乗用 EV 設備工事
日本エレベーター製造株式会社
展示工事　株式会社丹青社

敷地面積　3983.34㎡
建築面積　2548.81㎡
延床面積　6220.56㎡（ピロティ等含む）
容積対象　5689.99㎡
延床面積　１階 1641.96㎡
２階 2159.04㎡（収蔵庫 999.47㎡）
３階 1888.99㎡（展示室 777.56㎡）
設計期間　建築主体　平成23年３月～平成24年８月
展示　平成24年２月～平成25年３月
施工期間　建築主体　平成26年２月～平成29年４月
展示　平成28年２月～平成29年１月

外観

１階

総合案内と情報コーナー、ミュージアムショップ、様々な講座や体験教室、催しなどを開催するためのホールなどがある

総合案内

展示室（３階）の観覧券販売所。館内利用案内

高知県情報コーナー
高知の文化・観光情報を提供

城下町情報コーナー
城下町としてさかえた高知市中心部の歴史や史跡などを紹介

ホール
各種講座やイベントを開催

実習室
工作教室や料理教室などを行う

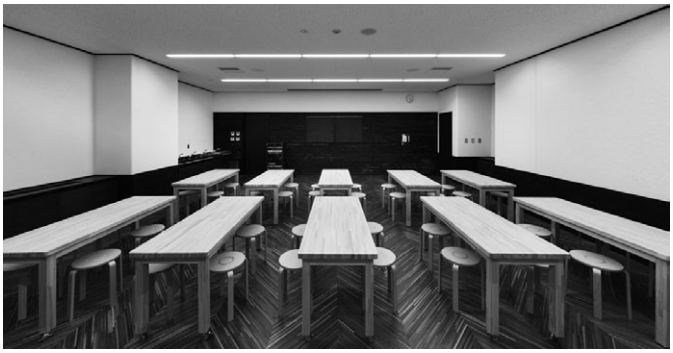

和室
お茶会や文化体験、季節の催しなどを行う。庭も併設

ミュージアムショップ
オリジナルグッズ、高知県産品のお土産などを販売している

北ステージ
土佐藩時代の大腰掛けをモチーフとした休憩所兼舞台

2階

高知城を眺めながら休憩できる喫茶室、収蔵資料などを閲覧できる閲覧室、資料を安全かつ適切に保管する収蔵庫

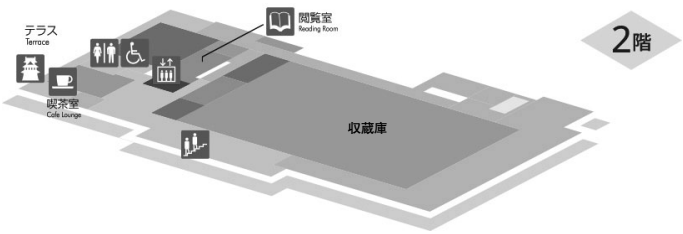

収蔵庫

資料を安全かつ適切な環境で保管する

閲覧室

歴史資料（原本・写真帳）の閲覧や参考書の利用ができる研究支援スペース

喫茶室

高知城を眺めながら土佐の食材をいかした軽食や飲みものなどを提供

3階

展示室および体験コーナーと高知城を一望できる展望ロビー

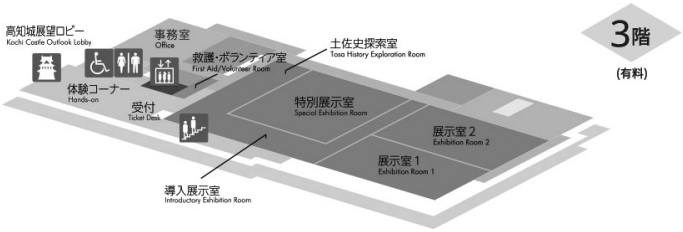

高知城展望ロビー

高知城と追手門を一望できる展望スペース

体験コーナー

体験用の兜や陣羽織などを身につけられるほか、季節や展示にあわせた様々な体験ができる

導入展示室

土佐の大年表と土佐国の絵地図にかこまれた展示室への入口

総合展示室Ⅰ～土佐藩の歴史～
戦国から江戸時代を中心とした高知の歴史を紹介

総合展示室Ⅱ～江戸時代の美術と文化～
甲冑や刀剣、能面、茶道具などの大名道具、土佐の学者や文人の著作・書画を展示

特別展示室
年間を通して、季節やテーマごとに多彩な企画展を開催する

土佐史探索室
高知城や高知の歴史を紹介する映像コーナー

（2）運営協議会
運営協議会は平成 11 年に発足し、館の運営に必要な具体的事項を協議している。

●運営委員　５名（令和３年３月 31日現在）

大野　定男	高知大学名誉教授・書家
小松　康夫	元横山隆一記念まんが館長
坂本　千代	税理士
高橋由美子	茶道裏千家教授
森本　忠彦	高知県展理事長・元土佐山村教育長

〈運営協議会〉
今年度開催せず

（3）組織と職員

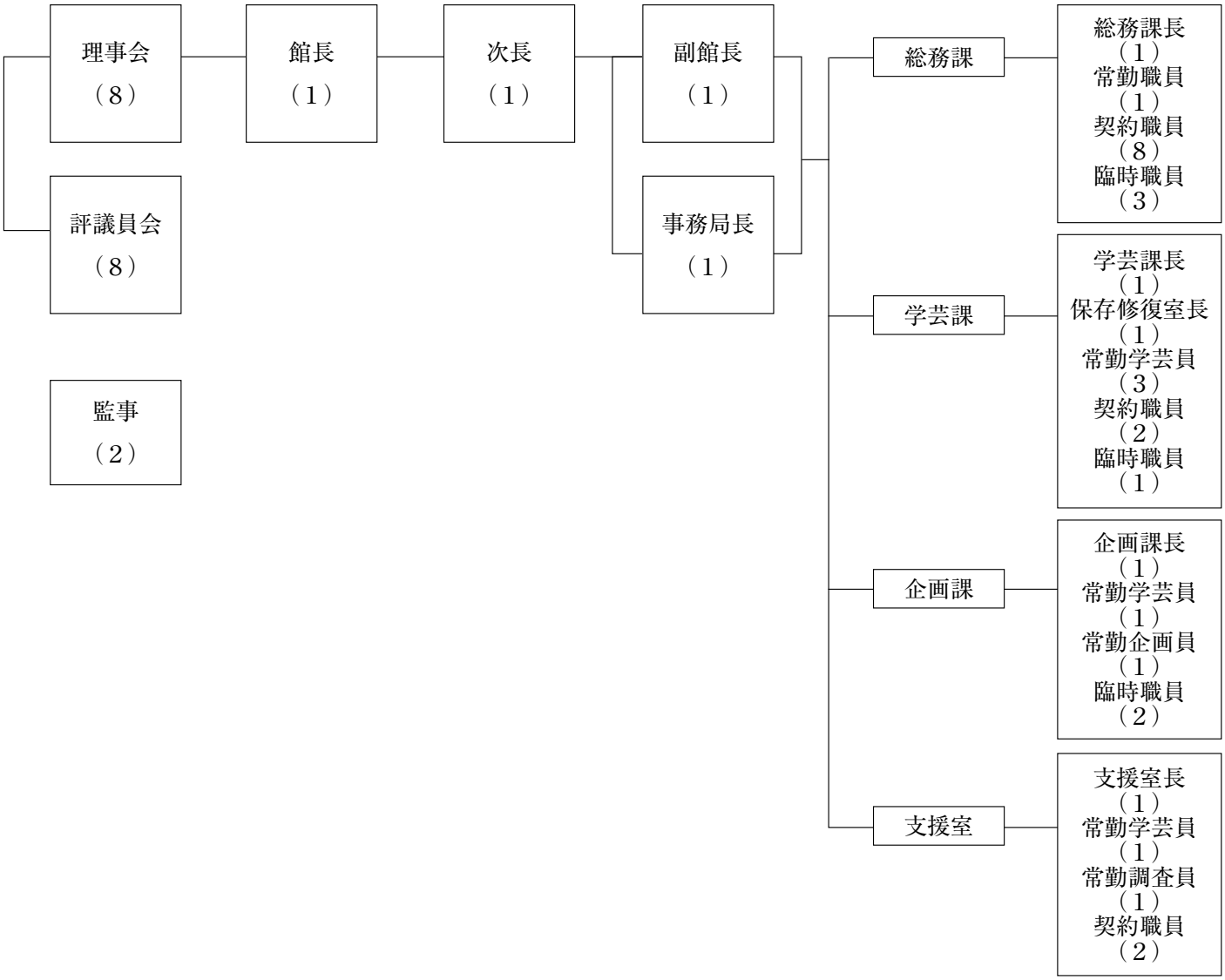

館長	渡部　　淳	
次長	土居　靖幸	
副館長兼企画課長	横山　和弘	
事務局長兼総務課長	秋澤　真喜	
主査	大保　和巳	
契約職員	中城　沙規	
契約職員	榎本たくみ	
契約職員	橋口　美樹	
契約職員	佐竹　　萌	～Ｒ３．３.31
契約職員	東野　真美	～Ｒ３．３.31
契約職員	島﨑　美幸	～Ｒ３．２.28
契約職員	山﨑　朝子	Ｒ２.４.１～
契約職員	古谷　　葵	Ｒ２.４.１～
契約職員	坂本佳菜子	Ｒ２.８.１～

学芸課長	藤田　雅子	
資料保存修理室長	田井東浩平	
主任学芸員	尾本　師子	
学芸員	宮本いづみ	育休中
学芸員	髙木　翔太	
契約職員	大山　佳織	Ｒ２.４.１～
契約職員	吉村　寧々	Ｒ２.４.１～Ｒ３.３.31
学芸員	中屋　真理	
企画員	筒井　聡史	
学芸員	片岡　　剛	
調査員	岡本　麻衣	
契約職員(学芸員)	中本　圭一	
契約職員	島巻　和加	Ｒ２.４.１～
臨時職員		６名

（4）新型コロナウイルス感染対策について

令和２年１月、新型コロナウイルス感染症の国内初の感染者が確認された。以降の世界的大流行を受けて、当館では日本博物館協会が定めた「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」および高知県の対応方針に沿って、主に下記のような感染拡大防止対策をとった。

【臨時休館】

国内での感染拡大を受けて高知県が県立施設の臨時休館を決定、令和２年３月６日から22日まで臨時休館後、なおも感染拡大は続き、４月10日から再び臨時休館となり、16日には国の「緊急事態宣言」の発令が全都道府県に拡大、最終的に５月10日まで臨時休館した。

【企画展、講座・行事等の中止および代替サービス等】
（企画展の中止、代替サービス等）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置および関連業務への影響により、令和２年４月から12月まで企画展の開催を中止した。なお、令和２年度をとおして、総合展示室１、２では展示替えことに設けたテーマに沿って関連する山内家資料の展示、特別展示等も実施した。

また、来館自粛や移動制限等により直接当館を訪れることができない方へのサービスとして、また企画展開催中止の代替サービスとして、ホームページ、ＳＮＳ、動画等を活用したオンラインによる展示紹介や展示解説等を実施した。

令和３年１月より、企画展は一部内容を変更して事業を再開した。

（講座・行事等の中止）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置および関連業務への影響により、通年開催の城博講座は全回中止、その他の行事等は夏期のものまで中止した。なおその代替サービスとして、古文書通信講座やホームページ、ＳＮＳ、動画等を活用したオンラインコンテンツの公開、関連資料の館内配布等を実施した。

秋期より行事等の開催は再開したが、冬期よりの全国での感染再拡大を受けて、再度開催中止の措置をとった。

【基本的な感染対策等】

臨時休館終了後の５月より、館内での基本的感染予防対策を強化した。

非接触型検温器による来館者の検温、館内各所に消毒器の設置、受付カウンターにアクリル板の設置、人と人との距離をあけての展示鑑賞を呼びかけるサイン表示、さらに館内設備による全館24時間換気の継続、定期的な館内消毒の実施、休憩用の椅子の撤去、来館者情報の記入のお願い等を行っている。

各種サービスについては、ハンズオン展示の撤去、展示音声ガイドの貸出し休止、一般団体対象の展示解説サービスの中止または人数制限の措置をとった。さらに修学旅行や社会科見学などの学校団体の利用にあたっては人数制限や基本的な感染対策の徹底への協力を依頼している。

また、貸会場についても、利用人数の制限および基本的な感染予防の徹底をお願いしている。

ホームページおよび館内に設置している感染予防を促す表示

（5）利用案内

1開館時間

午前９時～午後６時（日曜日は午前８時～午後６時）
※展示室への入室は閉館の30分前まで

2休館日

12月26日～12月31日

3観覧料

●企画展開催期間中
　個人……700円
　団体（20名以上）……560円
●その他の期間
　個人……500円
　団体（20名以上）……400円
●年間観覧券
　2,000円
●高知城とのセット券
　当館企画展開催期間中
　　個人……900円
　その他の期間
　　個人……740円

●高校生以下の方は無料
●高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料
●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者と介護者１名は無料

（6）観覧者数

月	一般	団体	セット券	高校生及び18歳未満の者	長寿手帳	優待	年間観覧券	計	開館日数
4	28	30	53	22	51	27	2	213	9
5	30	16	15	11	38	149	7	266	21
6	161	93	122	120	63	275	5	839	30
7	396	287	427	137	83	768	7	2,105	31
8	510	490	642	445	151	1,137	6	3,381	31
9	567	507	786	344	193	203	4	2,604	30
10	341	392	718	1,014	172	1,394	6	4,037	31
11	641	591	859	1,053	161	1,969	4	5,278	30
12	244	209	329	431	113	1,100	1	2,427	25
1	205	171	226	78	201	153	4	1,038	31
2	316	267	273	221	443	191	10	1,721	28
3	421	368	641	563	320	1,526	8	3,847	31
合計	3,860	3,421	5,091	4,439	1,989	8,892	64	27,756	328

※１階、２階の無料フロアを含めた入館者数…64,676人
※４月10日～５月10日新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館

（7）貸会場

貸会場	利用者（人）	料金（千円）	利用件数
ホール	2,433	204	31
実習室	260	30	16
和室	80	16	5
北ステージ	0	0	1

第２章　高知城歴史博物館事業

１　収集保存

高知城歴史博物館における主たる諸事業の目的は、旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料をはじめ、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等の保存と活用である。当館の基幹資料である山内家資料は、平成６年に山内家と高知県の合意によって移管がはじまり、現在では約６万７千点の資料全てが高知県の所有となっている。

当館では、これらの貴重な資料を後世に伝えるため、保存活動を最も重視する事業に位置づけ、効果的な保存対策に取り組んでいる。具体的には、保存環境の維持、定期点検、劣化防止策の検討、資料修理の実施等である。平成28年度からは、新館の完成により、高度な収蔵・展示環境のもとで資料の保存が可能になった。

また資料収集においては、山内家資料に限らず、高知県の歴史資料の保存を目的に、収集規定等にもとづいて他家からの寄贈・寄託を受け入れ、必要に応じて購入を行っている。

（１）山内家資料

区分	資料群名	点数
山内家資料（歴史資料）	古文書	30,140
	和書漢籍（山内文庫）	19,958
	図書	1,834
	古写真	10,014
山内家資料（美術工芸）	書跡	1,340
	絵画	542
	武器武具	1,044
	漆芸品	489
	茶道具	321
	染織品	219
	能面	149
	金属器	72
	陶磁器	53
	諸道具	573
	その他	81
	合計	66,829
		歴史資料 61,946
		美術工芸　4,883

国宝「古今和歌集巻第廿（高野切本）」

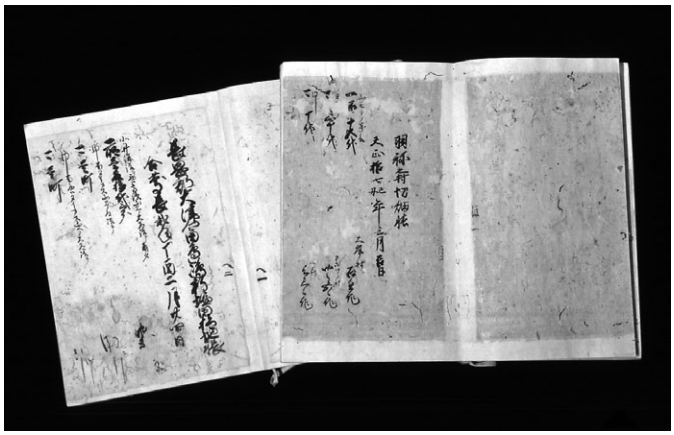

重要文化財「長宗我部地検帳」

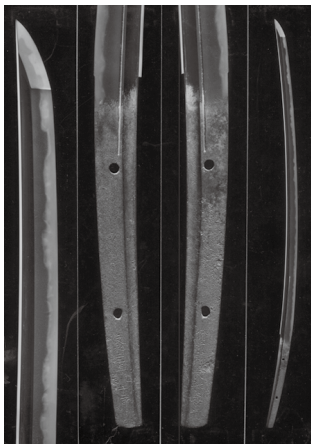

重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光　文和四年乙十二月日（号一国兼光）」

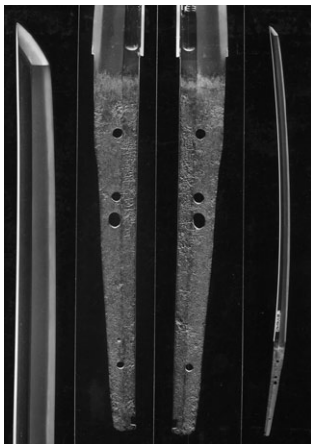

重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光　建武三年丙子十二月日（号今村兼光）」

（2）収集資料　＜資料の寄贈・寄託＞

資料群名	受入年度	受入形態	種別	主な内容	件数
竹村家資料	令和２年度	寄贈	古文書・陶器 他	佐川の豪商竹村家に代々蓄積されてきた産業・商業関係資料および茶道や俳諧など地方文化人としての活動資料。尾戸焼関連資料を含む	489
髙井家資料	令和２年度	寄贈	刀剣	刀 無銘（伝虎徹）	1
平田家資料	令和２年度	寄贈	刀剣	脇差 銘 陸奥守吉行	2
宮川家資料	令和２年度	寄贈	古文書	嘉永五子正月廿五日婚禮祝式	1
山脇家資料	令和２年度	寄贈	漆芸品・絵画・書籍 他	土佐古代塗の創始者種田豊水に学び、古代塗の基盤を築いた山脇信三の古代塗製品・蔵書・絵画を中心とした資料群	554
長瀬家資料	令和２年度	寄贈	古文書	一豊公御判物	1
尾﨑家資料	令和２年度	寄贈 寄託	絵画・刀剣	土州幡多郡龍串乃浦画図讃、刀 銘 於祇園社桒山助秀作之 文化十年十二月日　（以上寄贈） 刀 銘 南海太郎朝臣 天保五 八月日　（以上寄託）	3
須藤家資料	令和２年度	寄託	刀剣	脇指 銘 長曽禰興里入道虎徹、脇指 無銘（金象嵌「国安」）、太刀 無銘（景光）　など	13
橋田家資料	令和２年度	寄託	絵画	藤並神社大祭図讃	1
司牡丹酒造資料	令和２年度	寄託	絵画	酒造屏風	1
川﨑家資料	令和２年度	寄託	書蹟	山内容堂・松平春嶽貼交	1

令和２年度収蔵資料　総数71,272点（件）（内訳：山内家資料66,829点、寄贈・寄託を含む他家資料4,443点（件））

（3）保存・管理

①　資料の保存環境管理

■　温湿度管理

収蔵資料の保存を目的に高い精度の温度・湿度環境を維持するため、当館では、収蔵庫・展示室は24時間空調とし、中央監視盤にて監視を行っている。また展示ケースは、エアタイトケースを採用し、調湿剤による湿度管理を行っている。年間を通じて各箇所に温湿度記録計（データロガー）を設置し、日々温湿度の計測を行うとともに、データの分析に基づいて適宜改善を行った。

■　空気環境管理

収蔵庫・展示室の清浄な空気環境を維持するため、当館では、空調設備に化学吸着フィルターを設置し、外気、及び循環気に含まれる有害ガスを除去している。また定期的に汚染化学物質の測定を行い、監視を行った。

■　生物被害管理

収蔵庫、及び１階一時保管庫、燻蒸虫菌害処置室内を対象とし文化財害虫の死滅、カビの防除を目的に忌避処理剤による殺虫・防菌作業を５月に計１回実施した。使用薬剤は、シフェノトリン製剤（ブンガノン）とＩＰＢＣ製剤（ライセント）を用いた。また調査などのため、新たに搬入した他家資料については、低酸素濃度処理（無酸素パックモルデナイベ）にて適宜殺虫作業を行った。その他、収蔵庫・展示室などに定期的にトラップを設置し、害虫の生息、及び侵入状況の調査を行った。

②　資料の保存修理

■　修理設計の作成

収蔵資料の修理を円滑に行うことを目的に、第二期中期・長期計画策定のための修理設計書の作成を行った。令和２年度は、書蹟・絵画42件を対象に１件ごとの修理設計書を作成した。

■　資料の修理

資料の劣化の進行速度、研究や展示における利活用の頻度などを総合的に判断した上で、緊急を有する資料に対しては、修理を継続的に行っている。令和２年度は、第一期中期計画（平成28年度～令和２年度）に基づいて美術工芸品13件を選定し、修理を実施した。

〈令和２年度修理資料一覧〉

	資料名	（管理番号）
1	白色尉	能・狂言面2
2	弱法師	能・狂言面78
3	邯鄲男	能・狂言面85
4	中将	能・狂言面88
5	猩々	能・狂言面91
6	猩々	能・狂言面92
7	童子	能・狂言面93
8	慈童	能・狂言面95
9	喝食	能・狂言面97
10	中喝食	能・狂言面98
11	生成	能・狂言面105
12	般若	能・狂言面108
13	茶糸威二枚胴具足　一領	武器武具／甲冑具足８

③　資料保存修理室の運用

「資料保存修理室」は、当館収蔵資料の保存環境に関する分析・研究、及び簡易修理の実務を担うだけでなく、民間、公的機関を問わず高知県内の資料を対象に保存と修理の相談、支援、及び協力を行う拠点としての役割を担っている。

令和２年度は、昨年度に引き続き「歴史資料保存相談窓口を開設したほか、収蔵庫、及び展示室の環境調査、新規受入資料のクリーニングと寄贈資料、及び山内家資料の展示促進を図るため、職員による簡易修理を計９点行った。

■　歴史資料保存相談窓口

「歴史資料保存相談窓口」は、県内の歴史資料の散逸・消滅を防止することを目的に、個人や団体が所蔵する歴史資料の保存方法や取り扱い方についての相談に答える窓口である。具体的には、資料の現地保存の原則に則り、できるだけ所蔵者自身によって歴史資料等の保存・管理ができるように、保存環境の整備や劣化の予防法等を具体的に紹介、やむを得ない場合は資料の寄贈・寄託をうけることを基本方針としている。

令和２年度は、電話や来館による個人からの保存相談のほか、他機関からあった施設の保存環境、修理等の助言・協力要請を含め、計11件の相談があった。

◆相談の対象となる資料

県内に伝わる美術工芸品・古文書・書籍のほか、個人の写真・日記・手紙・コレクションなど

◆相談日・時間及び相談方法

午前９時～午後５時（休館日を除く）とし、電話による相談と直接当館に来られた方に対応

■　歴史資料保存講習会

家庭や地域における資料に対する保護意識の喚起と資料の取り扱い方・保存の技術を紹介する講習会。当館会場と地域会場の２会場で開催を予定していたが、今年度は新型コロナ感染拡大防止のため中止。

■　山内家資料保存修理説明会

文化財修理の考え方や理解を深めるため、修理を実施した山内家資料の修理過程と成果を説明する会。今年度は新型コロナ感染拡大防止のため中止。

2　調査研究

調査研究活動は、公開活用に備えた収蔵資料の基礎調査、県内外に所在する高知県・土佐藩関連の歴史資料の情報収集を主な柱とし、各学芸員が専門分野に応じ分担・計画して取り組んでいる。これらの活動は、魅力的な展示の企画や県民への成果還元を実現するための礎となるものであり、収集保存と並び重視している。

令和２年度は、閲覧室や調査研究室・保存修理室を活動拠点に、以下の事業を行った。

1調査

（1）収蔵資料調査

新たに寄贈・寄託受入をした資料の仮目録作成を進めた。また、移動点検作業や過去の調査により作成・追記した調査カードの情報をデータベースに入力する作業を進めた。また、８月４日から７日、10月６日から７日、11月24日から27日の３度にわたり、文化庁歴史資料部門調査官と当館学芸員による美術工芸品の合同調査を実施した。なお、調査の成果は、企画展および総合展示の中で公開した。

（2）館外資料調査

県内外４箇所で山内家・土佐藩関係資料の調査研究活動を行った。例年は高知大学との合同による土佐神社の御蔵整理作業を行っていたが、令和２年度は新型コロナウィルス感染拡大防止のため、学生との現地での調査は中止し、館内においてデータ入力作業を行った。

2研究

「家綱政権期の幕府・土佐藩関係と「取次」―洪水被害をめぐる幕藩交渉から―」、「山一商会事件の概要と影響―旧藩主家における意思決定の変容―」、これらを掲載した研究紀要３号を刊行した。

3　公開

学術的・文化的に高い価値を有する収蔵資料を国民・県民共有の文化遺産として活用する観点から、展示室での公開以外の手段で資料情報の公開・発信を進めることは新館における重要な使命の一つである。そこで各種メディアへの資料提供、館外への資料貸し出し対応に加え、閲覧室を拠点とした古文書原本・副本や参考図書類を研究利用に供して県内外の研究者、先祖調べなどを目的とする個人調査への協力支援を行った。

1閲覧室

閲覧室では、研究目的の利用者を対象に館蔵古文書・和書漢籍類の原本および副本（写真帳等の二次資料）、公開協定を結んだ館外所蔵の土佐藩・山内家関係資料の副本を公開している。あわせて開架・閉架の参考図書を備え、学芸員・調査員らが来館者の質問に対応しながら適切な図書・資料類を紹介する、リファレンス窓口としての役割を担う。

令和２年度は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、閲覧室を予約制とした。

（1）概要

開室時間：午前９時～午後５時

閉 室 日：なし（当館休館日による。ただし資料保存環

境維持を目的とした臨時休室日あり）
出納資料：古文書・和書漢籍類原本（特別閲覧／要事前申請）
館蔵古文書類写真帳（当日閲覧可）
他機関所蔵資料写真帳（当日閲覧可）
参考図書類（当日閲覧可）
その他サービス：『山内家史料歴代公紀』綱文検索データベースの公開
複写サービス（出納図書・写真帳対象／セルフ式）

（2）利用状況

令和２年４月１日 ～ 令和３年３月31日

項目		実績
①	利用者数	382名
②	閲覧申請（館蔵資料副本・参考図書等）	73件
	閲覧申請（他館蔵資料副本）	４件
	複写申請	76件
③	リファレンス対応	197件

2 資料貸出・公開

閲覧室での対応のほか。他機関へ所蔵資料の展示貸出やマスコミ等への画像提供を行った。

（1）資料展示貸出

利用機関名	目的	主な資料	件数
高知県立坂本龍馬記念館	企画展「手紙の世界－龍馬で古文書ことはじめ－」	山内豊範叙従五位下口宣案、山内豊範任土佐守口宣案、徳川家茂領知判物、賜姓官途書出　等	8
高知県立坂本龍馬記念館	特別展「薩摩と土佐－雄藩がたどった近代化の道－」	島津家紋唐草蒔絵燗器台、島津家紋入唐草模様蓋付燗器　等	8
高知県立坂本龍馬記念館	企画展「龍馬の知恵袋・福井藩」	松平春嶽書「土佐少将山内容堂君像賛」、山内容堂追悼文　松平春嶽撰、山内容堂書「朱瓢戯画賛」 等	4

（2）特別資料閲覧

研究を目的とする原物資料の閲覧希望には、資料公開規則にのっとり対応している。令和２年度は、10件の閲覧申請があった。

分類	件数
県内博物館等	5
県外博物館等	1
研究機関等	1
マスコミ	1
個人研究者	2
合計	10

（3）画像等貸出

分類	件数
展示関係・図録	16
テレビ	10
雑誌・新聞	6
書籍	14
広報誌・ホームページ等	0
研究書・報告書・論文等	5
その他	4
合計	55

４　展示

３階展示エリアでは、実物資料を展示する３室を中心に､映像機器やハンズオンなど加え多様な手法で土佐藩･高知県の歴史や文化の魅力を広く紹介している。また通常は重要文化財を含む実物資料の展示公開を柱としつつ休館日なしで資料の入替を行うため、３室を順に休室していくことで資料保存との両立をはかってきた。

しかし令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、４～12月の間企画展を休止し、総合展示室２室のみでの展示公開とした。あわせて、来館者の安全に配慮し、ハンズオンコーナーの休止や夏休み等集客時期のイベント企画の見直しなども行った。

一方、展示規模が縮小された状態でも来館者の満足度を高めるべく、展示替えごとに特集テーマを設け、精選した資料により山内家資料の魅力を紹介する展示を展開した。また、展示解説シートや子ども向けワークシートを制作・配布して来館者の関心に対応し、外出自粛期間にはＳＮＳを積極的に活用して展示情報や資料の魅力発信につとめた。

＜３階展示エリア概要＞
高知城展望ロビー：高知城の展望とハンズオン・体験展示を楽しむ交流エリア（※ハンズオンコーナーは休止）
土佐史探索室：個別モニター・大型映像によるビデオ上映（６番組）
導入展示（通史）：高知県の古代から現代を大年表と国絵図等により紹介
総合展示室Ⅰ（歴史）：土佐藩の歴史と高知城・城主山内家について学ぶ資料展示室
総合展示室Ⅱ（テーマ）：山内家伝来の大名道具と近世土佐の文化を紹介
特別展示室：季節ごとにテーマを変えた企画展を開催

（1）総合展示

総合展示室Ⅰ・Ⅱにおいて山内家資料を中心とした館蔵品を入替展示。また導入展示エリアでは、年表に合せて古代・中世・近世の県内遺跡出土の埋蔵文化財を県立埋蔵文化財センター等から借用して展示した。

令和２年度は、企画展中止・延期への対応として、総合展示室で特集展示を行った。

①総合展示室Ⅰ　特集展示

【特集１　参勤交代】

展示期間：令和２年５月22日（金）～７月13日（月）

内　　容：

土佐藩の参勤交代時期にあわせ、行列の目印となる槍飾「黒大鳥毛」をはじめ、参勤交代に関し江戸幕府から発給された古文書等を展示した。

主な展示資料

・黒大鳥毛

・山内容堂詩書「船発室津」

・老中奉書　16代藩主山内豊範宛

【特集２　災厄の歴史】

展示期間：令和２年７月23日（木）～10月５日（月）

展示内容：

元禄の大火、江戸時代における度重なる飢饉、宝暦や安政の大地震、近代のコレラなど、災厄に関する土佐・高知の歴史を紹介した展示。災厄による被害状況とともに、その災厄が社会に与えた影響等をふり返った。

主な展示資料

・山内豊昌書状（元禄の大火復興指示）

・谷陵記

・治生録

展示風景

【特集３　偉人の横顔】

展示期間：令和２年10月16日（金）～12月14日（月）

展示内容：

乱世を生き抜いた武将の印や藩主が愛用した武具、著名人が書いた手紙など、偉人にゆかりのある資料を紹介した展示。展示資料から、偉人たちのこだわりや嗜好、人となりなど、彼らの知られざる横顔を紹介した。

主な展示資料

・豊臣秀吉・秀次朱印状

・２代山内忠義書状　野中兼山宛

・大久保利通書状 岩倉具視宛

【特集４　大名家の年賀状】

開催期間：令和２年12月25日(金)～令和３年２月23日(火･祝)

展示内容：

年末年始の季節にあわせ、山内家に届いた大名や一門からの年賀状を特集展示。同時に令和３年の干支である丑年生まれの土佐藩出身者を紹介、ゆかりの資料を展示した。

主な展示資料

・薩摩藩主島津重豪年賀状

・岡山藩主池田綱政年賀状

・武市半平太（丑年生）筆　墨梅

【特集５　土佐の祭礼】

開催期間：令和３年３月５日（金）～５月９日（日）

展示内容：

江戸後期に土佐藩が創建した藤並神社の祭礼関係資料を中心に、絵巻や記録等を通じて江戸時代に土佐で行われた祭礼の様子を紹介した。

主な展示資料

・藤並神社御神幸絵巻

・久礼八幡宮祭礼行事記

・土佐州郡志

②総合展示室Ⅱ　特集展示

【特集１　面頬】

展示期間：令和２年４月３日（金）～６月１日（月）

展示内容：

一般的な展示では甲冑の一部として扱われ、単独で注目を浴びることの少ない「面具」を取り上げ、11面を展示。個々の機能性、素材、意匠等を解説し、その意外な多様性を明示した。

主な展示資料

・目の下頬（烈勢面）

・半頬（越中頬）

・総面（治道面）

【特集２　能装束】

展示期間：令和２年６月12日（金）～８月17日（月）

展示内容：

能装束の見方入門として、唐織と縫箔ならびそれぞれが転用された面袋を展示し、織りや刺繍の技術と意匠を、拡大写真とイラストを用いながら、パネルやワークシートで丁寧に紹介した。

主な展示資料

・金地雪持南天団扇色紙模様唐織

・胴箔地鉄線団扇色紙短冊模様縫箔

・白繻子地立涌朝顔模様縫箔面袋

【特集３　秋のモチーフ】
展示期間：令和２年８月28日(金)～11月３日(火)
展示内容：
　時節に合わせ、秋にまつわる風物―紅葉・菊・月―をあしらった美術工芸品を展示、個々の素材、技法、出典などを解説した。特集展示用ケースだけではなく、武具、茶道具、能の道具などの展示ケースにも配置し、生活の様々な場面に浸透した秋のモチーフを示した。

主な展示資料
・菊紅葉蒔絵小鼓胴
・韋包段替素懸威二枚胴具足
・対幅 猿猴捉月　狩野永真安信筆

【特集４　末広がりでおめでたく】
展示期間：令和２年11月13日(金)～令和３年１月18日(月)
展示内容：
　扇と、扇文様をあしらった美術工芸品を、特集展示用ケースのほか、武具、茶道具、能の道具などの展示ケースに配置、個々の素材や技法を解説すると共に扇の多義性を紹介した。

主な展示資料
・鞠扇
・日月図軍扇
・流水扇面散文様
　半切

展示風景

【特集５　発見！つるかめ】
展示期間：令和３年１月29日(金)～４月５日(月)
展示内容：
　鶴と亀をあしらった美術工芸品を、武具、茶道具、能の道具などの展示ケースに配置、個々の素材や技法を解説した。また小中学生向けワークシートを作成、身の回りの吉祥文様への関心の喚起をはかった。

主な展示資料
・亀形口薬入
・九朗焼鶴香合
・火事頭巾

【特別展示　山内家のひな人形 ひな道具】
展示期間：令和３年１月29日(金)～４月５日(月)
展示内容：
　時節に合わせ、雛人形・雛道具を展示。技法や意匠、伝来について解説した。

主な展示資料
・有職雛
・若松葵紋蒔絵雛道具
・松竹梅葵紋蒔絵雛道具

◆関連企画◆
①博物館クイズラリー
開催期間：令和２年８月１日(土) ～ 31日(月)
対　　象：小学生
参加人数：238名

　夏休みに合せ、小学生向けのクイズラリーを開催、子どもたちが自主的に展示を楽しみ、理解を深める機会とした。参加者には博物館のオリジナルグッズを配布。観覧者の過密を防ぐため、館内各所に問題を配置、解答の１字を並びかえてメッセージを完成させる形式をとった。

クイズラリー

②月めぐり謎ときツアー
開催期間：令和２年8月28日(金)～11月３日(火)
対　　象：一般
参加人数：649名
内　　容：
　展示室内に「謎ときキット」を設置、参加者が月にまつわる展示品からヒントを集め、謎を解く形式。正解者には博物館のオリジナルグッズを配布した。

（２）企画展
【展示会名　山内家のおひなさま】
展示期間：令和２年２月７日(金)～４月６日(月)
展示内容：
　桃の節句にちなみ、山内家伝来の雛人形と雛道具、嫁入り道具を展示。合わせて「嫁入り本」と呼ばれる、歌集や物語の写本を紹介した。

主な展示資料
・女乗物
・若松葵紋蒔絵雛道具
・有職雛
・源氏物語

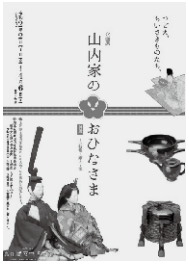

チラシ

展示風景

◆関連企画◆

①おひなさま立版古配布

入場者に有職雛・雛道具をあしらった立版古を配布。

【展示会名　おいしい土佐藩】

展示期間：令和２年４月17日(金)～６月23日(火)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催延期

【展示会名　地域展　仁淀川の人々～川から眺める土佐国～】

展示期間：令和２年７月10日(金)～９月22日(火)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催延期

【展示会名　福を呼ぶ城博のお正月】

展示期間：令和２年12月11日(金)～令和３年２月８日(月)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【展示会名　山内家のおひなさま】

展示期間：令和３年２月19日(金)～４月12日(月)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【展示会名　知られざる城博コレクション～寄贈・寄託資料の世界～】

展示期間：令和３年１月１日(金)～３月８日(月)

内　　容：

これまでに寄贈・寄託を受けた新収蔵資料65点を展示。単体あるいは資料群としての受け入れ意義を解説するとともに、バックヤードでの業務や、受入調査を通じて明らかになった研究成果を紹介することで、休館・展示縮小期間中の博物館業務を紹介する意味を持たせた。

主な展示資料

・長宗我部盛親坪付状（高知市・岡村家寄贈）

・古代塗盆（高知市・山脇家寄贈）

・土国皇帝アブデュルハミト２世勅許状　吉田正春宛（神奈川県・長澤家寄贈）

展示風景

企画展
知られざる城博コレクション
寄贈・寄託資料の世界
令和3年1月1日(金・祝)～3月8日(月)
土佐の高知のお蔵出し
高知県立高知城歴史博物館

チラシ

◆関連企画◆

① SNS・新聞投稿による展示解説

内　　容：

当館公式 SNS を通じ、展覧会の趣旨や見どころ、主な展示資料を担当学芸員が全 15 回にわたって解説した。

また、高知新聞に５回の連載記事を投稿し、SNS になじみの薄い層にも対応した情報発信を行った。

Twitter 投稿画面

②学芸員ミニレクチャー

日　　時：令和３年３月６日（土）
　　午前10時30分～正午
場　　所：高知城歴史博物館１階　実習室
参 加 費：無料
参加人数：15名
内　　容：

開館４周年記念特別行事「城博の日」（P38, ７－（４）－④参照）に開催したミニレクチャーで、本展から「吉田家の文通」「古代塗を知っていますか？」の２つのテーマで解説を実施。担当学芸員が資料の魅力やその歴史的背景、寄贈の意義を掘り下げて紹介した。

行事終了後、解説動画をオンライン配信し、当日来館を控えた人々も講座を聴講できるよう配慮した。

Twitter 投稿画面

【展示会名　よみがえる山内家資料の美と歴史－伝統の技がなす文化財修理の世界－】

展示期間：令和３年３月20日（土）～５月18日（火）
展示内容：

山内家資料が高知県に移管されて以来積み重ねてきた修理の成果を報告する企画展。書画・刀剣・甲冑・漆芸品・染織品など、修理技術の部門ごとに主な修理資料を展示し、文化財修理の理念や伝統的な技術を受け継ぐ職人たちの手仕事、また最新の技術を応用することによって得られた新たな知見をパネルや映像等、多様な手段を用いて紹介した。

主な展示資料

・二十四間星兜鉢（伝義経の兜）
・対浦々巡見使差出国絵図
・刀　銘　土州住藤原則房　於武州作之
・住吉広守「群鶏図」
・鳥毛横筋に雲文様陣羽織
・萌黄糸威胴丸具足
・朝顔蒔絵螺鈿沈箱

チラシ

展示風景

◆印刷・刊行物◆

企画展パンフレット
仕様：Ａ４版、12頁
売価：無料（当館企画展会場にて配布）

パンフレット

◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

日　　時：令和３年３月21日（日）
　　午前10時30分～10時50分
場　　所：高知城歴史博物館３階　映像コーナー
参 加 費：無料（要観覧券）
参加人数：６名
内　　容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

②記念講演会「文化財を守る人たち－未来につなぐ匠の技－」

日　　時：令和３年３月28日（日）午後２時～３時30分
場　　所：高知城歴史博物館１階　ホール

参 加 費：無料
参加人数：26名
講　　師：地主智彦氏（文化庁文化財第一課文化財調査官）
内　　容：
文化財の修理を支える様々な職人たちの仕事ぶりを紹介しながら、修理に欠くことができない伝統技術・材料・道具の保護と継承の現状、これからについて講演いただいた。

③実演講座「紙づくりの技　文化財補修紙の世界」
日　　時：令和３年３月28日（日）午前10時30分～12時
場　　所：高知城歴史博物館１階　実習室
参 加 費：無料
参加人数：16名
講　　師：江渕榮貫氏（選定保存技術保持者 表具用手漉和紙（補修紙）製作）
内　　容：
絵画や書蹟、古文書など、文化財の修理に欠くことができない補修紙の製作について、紙漉きの実演を交えながら紹介した。

（3）ハンズオン・体験コーナー
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

（4）展示解説
団体来館者や関係機関の職員に対して、要望に応じて展示解説を行った。
令和２年度は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、原則的に10名を超える団体の場合は、10名以下のグループに分かれたうえで実施した。
実施件数は、合計４件（135名）だった。

5　教育普及

（1）生涯学習
博物館は大人から子どもまでの幅広い年代や様々な国籍の人々が訪れ、興味関心のある分野やその度合いも多様である。博物館を訪れるあらゆる人々に博物館が開かれ、そして生涯を通じて博物館を利用してもらえるよう、様々な利用者層に対し日本や高知の歴史、文化に触れることができる講座、催しを多種多彩に開催している。
令和２年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を鑑み、一部の講座や催しは中止、または内容や定員を変更し感染防止対策を行った上で開催した。

1城博講座（一般向け講座）
城博講座は日本や高知の歴史や美術、文化財などの分野についてテーマを設定し、年間を通して学べる講座。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の講座全て中止とした。古文書講座については、対面式の講座に代わり、期間限定で通信制による講座を実施した。

◆古文書講座
◆歴史講座
◆美術工芸講座
◆高野切講座（初級・中級）
◆日本の文化講座
◆保存修復講座
◆歴史資料保存講習会

◆古文書通信講座
日　　時：第Ⅰ期　令和２年５月～７月
　　第Ⅱ期　令和２年９月～11月
参 加 費：無料
参加人数：第Ⅰ期　65名
　　第Ⅱ期　31名
添 削 者：渡部淳（当館職員）
内　　容：
コロナ感染拡大により自宅待機をする人に対して、古文書通信講座を開催した。「ゴールデンウィークから始める古文書学習〈基礎文法〉」と銘打ち、古典文法の解説と問題の冊子を送付し、解答提出者に添削を行った。予想を大幅に上回る参加希望者があり、２期に分けて実施した。

2子ども向け（親子向け）講座
小中学生を対象とした当講座では、子どもたちへ歴史や文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作ることを目的として実施している。

◆みる・きく・さわる
毎年５月に開催している、みる･きく･さわるシリーズは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

◆夏休み工作教室
毎年夏休みに合わせて開催している、夏休み工作教室シリーズは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

◆みる・きく・さわる
～博物館バックヤードツアー～
日　　時：①令和２年11月１日（日）
　　②令和２年11月３日（火・祝）
　　午前10時～11時30分
場　　所：高知城歴史博物館
参 加 費：無料
参加人数：①７名、②７名（各日定員10名）
講　　師：横山和弘、中屋真理（当館職員）
内　　容：
秋に開催している「みる・きく・さわる」シリーズでは、バックヤードツアーを開催。博物館の裏側や展

示室の見学、体験用の掛軸を用いた資料の取り扱い体験等を通して、文化財を守るための取り組みや、展示室で資料の魅力を最大限に伝えるための工夫等について理解を深めた。

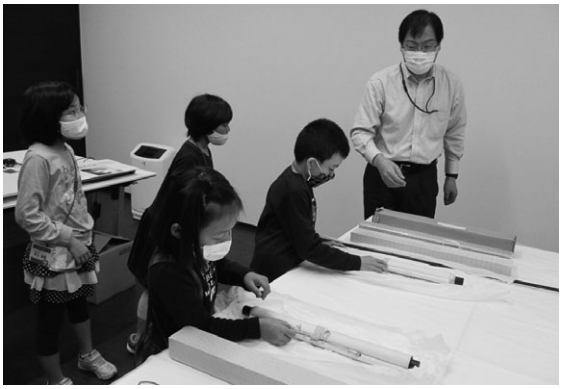

バックヤードツアーの様子

◆高知城なぞときツアー！

日　　時：令和３年３月７日(日)
　　午前10時～正午
場　　所：高知城歴史博物館１階　ホール、高知城
参 加 費：無料
参加人数：13名（定員10名）
講　　師：中屋真理（当館職員）
内　　容：

開館４周年記念特別行事「城博の日」(P37, ７－（４）参照）に、小学生向けに高知城のクイズラリーを開催。地図を見ながら城内各所を巡り、高知城の歴史や構造等についてのクイズに挑戦してもらった。職員によるヒントを手がかりに、対象を丁寧に観察したり、想像を働かせたり、周りの人たちと相談したりしながら楽しく高知城について理解を深めた。

高知城なぞときツアーの様子

3外国人のための講座

外国人を対象とした日本文化体験の講座。体験を通して、日本の歴史や文化の理解に役立ててもらうことを目的に年１回開催している。令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

4歴史文化催事　季節の催し

季節折々に食や伝統音楽等を通して、日本や土佐の歴史、伝統文化に親しんでもらうための催しを行っている。

◆梅漬けの会

毎年６月に開催している梅漬けの会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。その代わりに、当館のホームページ等でレシピの公開を行った。

◆お月見の会～城博で楽しむ雅楽の調べ～

日　　時：令和２年10月４日(日)
　　午後６時30分～８時
場　　所：高知城歴史博物館１階　ホール、
　　３階　展示室
参 加 費：500円
参加人数：29名（定員30名）
演　　奏：繁藤雅陽会
内　　容：

十五夜（旧暦の八月十五日）に合わせて開催している観月の会。令和２年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、食事会や呈茶は行わない代わりに、雅楽の演奏会を例年より拡充して開催した。演奏会後は、月のモチーフがデザインされた美術工芸品の展示を見学した。

会の様子

◆お正月の会

毎年新春に開催しているお正月の会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

5児童クラブ・幼稚園等への学習協力

◆夏休み出前講座

新型コロナウイルスの影響で、申し込みは１校のみであった。

日　　時：令和２年８月20日(木)
団 体 名：高知市立五台山小学校放課後児童クラブ
参加人数：14名
講　　師：渡部淳（当館職員）
内　　容：刀の構造説明と取り扱い方体験

6教育普及事業　道具備品類等の整備

展示フロアにある体験コーナー、子ども向けの講座・催事、学校向けの体験学習等で使用する体験用道具の整備を行った。

7生涯学習事業　周知・広報

◆子ども向け　ホームページ

主に小学生・中学生を対象に、当館について主体的に調べ、来館への動機づけを目的に、子どもにも分かりやすい構成のページを設けている。

（2）学校教育との連携

学校教育と博物館の連携・協力を進めることを目的に、博物館の所蔵資料や職員の専門性等をいかして学校の教育段階に応じた様々な活動を行っている。小・中・高等学校に対しては、利用目的に合わせた学習プログラムを用意し見学の受け入れや出前授業の対応を行っている他、教員向けの学習会・研修会への講師派遣、教材作成への協力等を通して、学校教育の充実に寄与している。また大学等の高等教育に対しても、博物館実習の受け入れや博学連携事業等を行い、教育や学術研究への協力を行っている。

1教育委員会・学校関係者との連携

〈研修会・学習会への協力〉

学校の教育機関や教員の研究・学習団体が実施する研修会や学習会に、博物館の所蔵資料や調査研究の成果、職員の専門性をいかし、講義を行う等の協力を行っている。

①教科研究センター講座　特別講座
（郷土資料の活用Ⅰ）

「地域の歴史学習と産業・産物～土佐史のなかの材木を中心に～」

日　　時：令和２年９月26日（土）
　　午後１時30分～４時
場　　所：高知城歴史博物館１階　ホール
共　　催：高知県教育センター
参加人数：６名
講　　師：横山和弘（当館職員）
内　　容：

土佐の政治・経済に大きな影響を与えてきた材木の歴史を紹介。平安時代から江戸時代までの材木をめぐる土佐の歴史を題材として、産業・産物に注目することで地域の歴史がどのように見えてくるのかについて紹介した。

②教科研究センター講座　特別講座
（郷土資料の活用Ⅱ）

「博物館資料を活用した歴史学習プログラムの検討～城下町のフィールドワークを事例に～」

日　　時：令和２年12月12日（土）
　　午後１時30分～４時
場　　所：高知城歴史博物館１階　ホール、城下町
共　　催：高知県教育センター
参加人数：７名
講　　師：横山和弘、中屋真理（当館職員）
内　　容：

近年学校の先生から要望の多い博物館を活用した地域学習の事例として城下町を取り上げ、実際に博物館周辺（江戸時代の城下町の中心地）を歩きながら、現地を見学する際に注目すべきポイントやフィールドワークの有効性等について、学校での歴史学習を意識してお話しした。

③高知県高等学校教育研究会　歴史部会研究会

「高知城歴史博物館を活用した歴史授業の展開～江戸時代における土佐藩主山内家と幕府のかかわりについて～」

日　　時：令和３年２月６日（土）
　　午後１時10分～５時
場　　所：高知城歴史博物館１階　ホール
　　山内家墓所
主　　催：高知県高等学校教育研究会　歴史部会
参加人数：７名
講　　師：横山和弘、髙木翔太（当館職員）
内　　容：

土佐藩の歴代藩主16人の事跡を、当館所蔵資料等から紹介し、あわせて江戸時代の土佐藩の政治・社会・文化の様々な動向ついて紹介した。その後、歴代の藩主が眠る山内家墓所（筆山）の見学会を行った。

研修会の様子

〈学習内容および教材作成の連携・協力〉

学校教育のさまざまな学習機会に博物館を活用してもらうことを目的に、学校関係者と当館の所蔵資料や職員の専門性をいかした学習内容、教材についての協議を行った。

2小中高等学校への学習協力

〈見学の受け入れ〉

学校の見学にあたっては、展示をじっくり見学したり、「触る」「身につける」「作る」等の体験を交えたりと様々な方法で歴史や伝統文化、文化財等について理解を深められるように多彩な学習プログラムを用意している。

○見学の受け入れ状況

	件数	人数
小学校	49	2,011
中学校	24	1,414
義務教育学校	0	0
高等学校	14	334
特別支援学校	4	76
合計	91	3,835

※人数は引率者を含む
※新型コロナウイルスの影響により、来館中止となった学校は以下の通り
42校2,694名（小学校16校1,182名、中学校21校1,313名、高等学校３校163名、特別支援学校２校36名）

○対応件数（学習プログラムを活用した件数）

	件数	人数
小学校	38	1,455
中学校	12	1,134
義務教育学校	0	0
高等学校	6	148
特別支援学校	2	57
合計	58	2,794

※人数は引率者を含む

学校団体の案内の様子

〈出前授業〉

学校が遠隔地にあり当館への来館が難しい場合等は、博物館の職員が学校へ出向く出前授業を実施している。

「学校周辺の歴史学習」

学 校 名：高知県立高知北高等学校（１・２年生）
日　　時：１回目　令和２年６月26日(金)
　　午前11時15分～12時45分
　　２回目　令和２年10月６日(金)
　　午前11時15分～正午
人　　数：１回目　22名
　　２回目　21名
講　　師：横山和弘、中屋真理（当館職員）
内　　容：
総合的な学習の時間における郷土の歴史学習の一環で、学校周辺の石立地区の歴史を紹介した。最初にスライドを用いて戦国時代から江戸時代にかけての石立地区の歴史について紹介した後、学校のすぐ近くにある石立八幡宮を訪れ、石碑等を題材に、神社の歴史について解説した。

「江戸時代の日本と土佐の食文化」

学 校 名：土佐女子高等学校（３年生）
日　　時：令和２年８月26日(水)
　　午後２時25分～３時15分
人　　数：30名
講　　師：藤田雅子（当館職員）
内　　容：
総合的な学習の時間で、人文分野を選択している生徒に対し、江戸時代の食文化について紹介した。和食のルーツとなった江戸時代の食文化について概説した後、土佐藩主の食事記録にも記載されている料理やその調理方法を、当時の料理書を繙きながら紹介した。

「高知・本山の歴史」

学 校 名：本山町立吉野小学校（６年生）
　　＊４回目のみ５年生と合同
日　　時：１回目　令和２年９月４日(金)
　　午後２時５分～２時50分
　　２回目　令和２年９月30日(水)
　　午後２時５分～２時50分
　　３回目　令和２年10月12日(月)
　　午前11時40分～12時25分
　　４回目　令和２年10月12日(月)
　　午後２時５分～３時45分
人　　数：５年生　７名
　　６年生　５名
講　　師：横山和弘、中屋真理（当館職員）
内　　容：
社会科の授業の流れに合わせて、日本の歴史の展開を身近な地域の歴史と結びつけ、より具体的に学習できるように、本山地区の平安時代から江戸時代の歴史を順番に紹介した。最終回では、５年生も交えて、昔の物作り体験として和綴じ本の工作を行った。

「高知・本山の歴史」

学 校 名：本山町立本山小学校（６年生）
日　　時：１回目　令和２年９月30日(水)
　　午前11時40分～12時25分
　　２回目　令和２年10月12日(月)
　　午前９時40分～10時25分
人　　数：14名
講　　師：横山和弘、中屋真理（当館職員）

内　　容：
　社会科の授業の流れに合わせて、日本の歴史の展開を身近な地域の歴史と結びつけ、より具体的に学習できるように、本山地区の戦国時代から江戸時代の歴史を順番に紹介した。

「地域探求」
学 校 名：高知県立丸の内高等学校（１・２年生）
日　　時：令和３年３月17日（水）
　　午前９時45分～11時35分
人　　数：327名
講　　師：渡部淳（当館職員）
内　　容：
　高知県の地域課題である過疎化・少子化の事例として、「方言」や「廃村」などの事象を学習することで、生徒一人ひとりが取り組める地域研究・地域探究の課題について考える機会とした。

研修会の様子

〈教材の貸し出し〉
　学校教育の様々な場面で活用してもらえるように、当館では教材用ＤＶＤや所蔵資料の複製品等の貸し出しを行っている。

	件数
小学校	7
中学校	9
義務教育学校	0
高等学校	1
特別支援学校	1
合計	18

〈教材シートの提供〉
　博物館の周辺にある高知城や城下町のフィールドワークに役立ててもらうことを目的に、教材シートの提供を行っている。

	件数
小学校	30
中学校	17
義務教育学校	0
高等学校	2
特別支援学校	2
合計	51

〈職場体験の受け入れ〉
　学校がキャリア教育の一環として実施している職場体験の受け入れをしている。資料の取り扱いや講座・催事の準備、受付業務等、博物館のさまざまな業務の体験を行っている。また、生徒による職業インタビューへの協力も行っている。

◆職場体験の受け入れ
①土佐女子中学校
　日時：令和２年11月10日（火）
　　午前８時30分～午後４時
　人数：４名（中学校３年生）
②土佐女子中学校
　日時：令和２年11月11日（水）
　　午前８時30分～午後４時
　人数：４名（中学校３年生）
＊職場体験の予定があったものの、新型コロナウイルスの影響により中止となったのは４校（中学校）

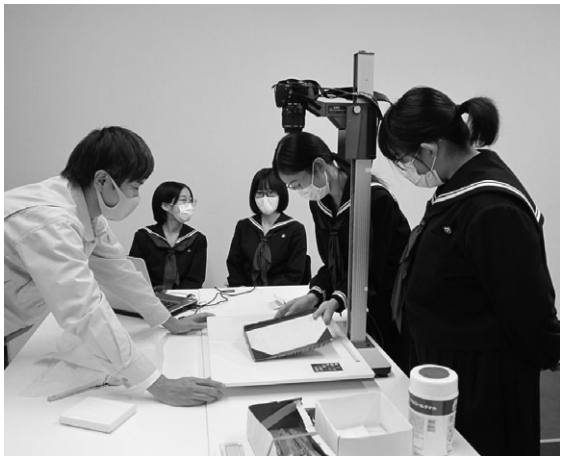

職場体験の風景

◆職業インタビューへの協力
　①高知県立高知小津高等学校　１名
　②高知学芸中学校　１名

〈スクール・ミュージアムバス事業〉
　多くの学校に博物館を訪れ、児童・生徒たちに高知の歴史や文化にふれてもらえるように、学校が博物館に来

館する際のバス代等の諸経費を館が一部補助する事業。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とした。

③大学との連携・協力

〈博物館実習の受け入れ〉

大学・大学院の学芸員養成課程の必須科目である博物館実習の受け入れを行っている。
資料の保存修復、調査・整理、展示、教育普及等の学芸員の業務から博物館の運営に関する内容についての実習を実施した。

日　時：令和２年９月１日(火)～９月９日(水)
　　＊８日間
実習生：神戸女子大学４回生　１名

実習風景

〈インターンシップ受入れの協力〉

高知県庁が受入れを行っているインターンシップに、県庁（文化振興課）からの依頼を受け、協力を行った。

日　時：令和２年８月18日(火)
　　午後１時～２時
実習生：高知大学３回生　１名

〈大学講義への協力〉

大学の教育及び学術研究への協力として、職員の専門性や博物館施設を活用した取り組みを行っている。

①高知大学人文社会科学部
　講義名：「日本近世近代史料講読Ⅱ」
　講　師：渡部淳（当館職員）
②高知県立大学
　講義名：「日本文化論」
　講　師：渡部淳（当館職員）
③別府大学史学・文化財学科
　講義名：「アーカイブズ論Ⅱ」
　講　師：髙木翔太（当館職員）

④学校教育事業　普及・広報

〈学校の教員向け　博物館利用案内冊子〉

学校教育で博物館を有効的に活用してもらうことを目的に、学校の見学や出前授業等における博物館の活用方法をまとめた冊子を高知県内の各学校に配布した。

〈学校関係者向け　ホームページ〉

学校教育における博物館活用の促進を目的に、学校関係者向けのホームページを作成し、適宜更新を行った。

6　地域連携

現在、高知県の各地域においては、過疎高齢化といった社会的問題や地震・津波などの自然災害により、地域の歴史資料や様々な歴史・文化資源が失われようとしている。当館では、先人たちが脈々と受け継いできた歴史と文化を後世へ継承するため、地域の住民や行政、文化施設等と連携・協力し、様々な活動に取り組んでいる。令和２年度は以下の事業を行った。

（1）地域活動への協力

地域の諸団体が主催の歴史文化に関する学習会や行事等への協力事業を行っている。令和２年度は以下のとおり実施した。

月	主催	協力内容	人数
８～３月	佐竹音次郎に学ぶ会（四万十市）	資料調査協力（３回）	延べ12名
９～11月	高知大学・四万十町教育委員会	襖解体・整理講習会講師（２回）	延べ13名
９～12月	高知県立大学	「地域学実習Ⅰ」講師（３回）	51名
12月	馬路村文化協会・馬路村教育委員会	「馬路村文化祭」への体験用複製品の貸出	－
１～２月	四万十町教育委員会	古文書学習会講師（３回）	延べ69名
３月	寺田寅彦記念館友の会（高知市）	墓石調査協力（１回）	６名

四万十町・古文書学習会風景

調査風景

（2）地域資料の調査

高知県の歴史や文化を後世へ継承することを目的に、各地域の歴史資料の整理保存・調査および調査成果の公開を行っている。令和２年度は以下のとおり実施した。

①土佐神社所蔵資料

平成22年度以来、土佐神社（高知市一宮地区、土佐国一ノ宮）所蔵資料の整理保存・調査について、同社より依頼を受け、継続して実施している。令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現地での調査は中止し、館内においてデータ入力作業を行った。

②佐竹音次郎関係資料

四万十市出身で保育事業に尽力した佐竹音次郎に関する資料群について、平成 30 年度より同市の「保育の父・佐竹音次郎に学ぶ会」から依頼を受け調査協力を行っている。令和２年度は、音次郎の日誌・手紙や保育事業に関する帳簿など、明治から昭和までの約 200 点の資料について、会員や住民参画のもと調査を行った（（1）「地域活動への協力」表内で既出）。

調査風景

③馬路村郷土資料館所蔵資料

馬路村教育委員会からの依頼で、現在休館中の馬路村郷土資料館の再開に向けた同館所蔵資料の概要調査を開始した。資料は江戸時代から昭和までの林業・教育・行政関係文書など 500 点余りで、令和２年度の調査では目録作成を目的とした資料整理と撮影を行った。

④その他個人・団体等所蔵資料

県内の個人・団体が所蔵する資料について、令和２年度は４件の調査依頼があり、それぞれ整理保存や調査等を行った。

⑤戦争関係聞き取り調査

平成25年度より、旧満州引揚者を対象に、渡満の契機や満州での生活、引揚状況を中心とした聞き取り調査を行っている。調査には当館職員の他、崎山ひろみ氏（満州の歴史を語り継ぐ会）、吉尾寛氏（高知大学名誉教授）等が参加している。令和２年度は、県内在住の引揚者７名への聞き取り調査を行った。

（3）地域研究

1『地域記録集 土佐の村々』

平成24年度より、過疎高齢化の進行等により失われる地域の歴史の記録保存とその後世への継承、また県内諸地域の持つ多様な歴史文化の紹介を目的として、江戸時代の村単位ごとに地域を調査・研究し「地域記録集」という冊子にまとめる事業を行っている。令和２年度は冊子の第４号として、「廃村」の危機に瀕する芸西村久重地区をとりあげた『地域記録集 土佐の村々４ 久重山村』を発行した。冊子は約３年におよぶ調査にご協力いただいた久重地区の出身者・関係者に配付し、また当館と芸西村文化資料館にて無料配布している。

地域記録集第４号
（令和３年２月１日発行）

2出張講座

地域の歴史や文化を地元の人たちに紹介するため、学芸員が当館を離れて県内各地で開講する出張講座を実施している。この講座は、距離的な制約により当館の講座に参加できない方や地域を対象に、当該地域に関する歴史資料を紹介しながら、地域の歴史を概説する内容で、平成17年度より毎年行っている。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

（4）地域歴史文化の紹介

1土佐材ワークショップ

材木の歴史の紹介や地域振興を目的として、５月のゴールデンウィークにあわせ、土佐材を使った工作教室や体験コーナーを例年実施しているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

2土佐茶のふるまい

土佐の茶文化・産業の紹介を目的に、仁淀川町・佐川町・大豊町の茶生産事業者の協力得て、観光客向けに土佐茶と関連商品の提供・販売を５月に予定していたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

3地域散策会

県内各地の歴史文化を現場で感じ、学んでもらうことを目的に、地域の史跡や歴史的景観について当館学芸員や地元ガイドが案内する催しを実施している。令和２年度は、開館４周年「城博の日」特別行事（P37, 7 －（4）参照）として以下の通り実施した。

「城下町散策会―下町を歩く―」

日　　時：令和３年３月７日（日）
　　午後１時30分～３時30分
内　　容：高知市はりまや町周辺を散策しながら、土佐藩の経済の中心地として賑わいをみせた下町エリアの歴史について解説した。
講　　師：横山和弘、筒井聡史（当館職員）
参 加 費：無料
参加人数：16名

行事風景

4お城下で見る土佐国

県内各地の伝統行事や伝統技術を多くの人に紹介し、県内文化の保存・継承および高知市中心部の活性化に協力することを目的として、高知城や商店街等を会場に、伝統行事・技術を紹介する「お城下で見る土佐国」を開催している。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

5地域歴史文化展

①仁淀川流域展

令和２年度の開催を予定していた仁淀川流域に関する企画展は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催延期となった。次年度の企画展開催に向け、対象地域の資料調査等を継続した。

調査風景

②学校展

学校資料をテーマとした企画展の開催を計画している。令和２年度は、土佐清水市・四万十町・越知町・室戸市の休廃校資料を計 13 回調査した。

調査風景

（5）高知市中心市街地との連携・協力

1日曜市料理教室

高知県の食文化を県内外の人々に伝えることを目的に、日曜市で販売されている高知県ならではの食材を使った郷土料理を、実習形式で紹介する「日曜市料理教室」を開催している。令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したが、過去のレシピについて、WEB上での公開や館内での配付を行った。

②まちゼミへの参加

高知市中心市街地の地域振興への協力を目的に、毎年５月と11月に中心商店街および高知商工会議所の主催で「まちゼミ」という催事が行われている。まちゼミは、中心部の各店舗がそれぞれの特色を活かした様々な講座を行う催しで、当館は平成29年度より参加しているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

③高知城・城下町紹介パンフレット

高知城や城下町の歴史文化を紹介する子ども向けの印刷物「高知城探検パンフレット」、「城下町探検パンフレット」を増刷し、子ども対象の催しや学校見学などの際に配布した。

（6）高知県歴史文化情報の発信・紹介

①小村データ

高知県内1000ヵ所以上に及ぶ江戸時代の村単位で、地域の歴史文化情報を検索・閲覧することができる「小村データ」を当館２階の閲覧室で公開している。

②高知県情報コーナー・城下町情報コーナー

当館１階の高知県情報コーナーにおいて、各市町村の史跡や名所、郷土芸能等を大型映像で、各地域の文化施設情報や催事情報を検索端末や印刷物により来館者に対して提供した。

また当館１階の城下町情報コーナーにおいて、高知の城下町の歴史や見所をはじめ、高知城や商店街、文化施設で行われる催事等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

（7）地域連携事業の普及・広報

①ホームページ・印刷物

当館ホームページ内に設けている「地域連携」のページにおいて、地域連携事業の情報発信を行った。また地域連携事業の内容を紹介したパンフレット『地域の歴史と文化の？に高知城博が答えます！』を研修会や行事の際などに配布し周知を図った。

7　広報

高知城歴史博物館の事業は、保存、調査研究、展示公開、教育普及、さらには地域振興・観光振興への寄与と多岐に渡り、当館はこれに基づいて多様な活動を展開している。広報は、これらの活動に関する情報を特に利用者拡大の視点から横断的かつ統一的に発信するとともに、博物館活動やその社会的意義に対する認知向上、理解向上を促進するために様々な広報活動に取り組んでいる。

令和２年度は以下のような活動を中心に事業を行った。

（1）広報

自主媒体による広報としては、パンフレットおよび年間スケジュールリーフレットの発行、広報イベントのチラシ発行、情報誌「城博ニュース」の定期発行、また、ホームページおよびＳＮＳを活用した情報発信を行っている。メディア向けの主な取組みとしては、主に展示や講座・行事等の開催にあわせたプレスリリースのほか、各種媒体への情報提供を行っている。

令和２年度は、特に、新型コロナウイルス感染拡大防止のための企画展中止期間は総合展示室と山内家資料のＰＲに特化することとし、山内家資料ＰＲポスター・チラシの発行、またホームページ、ＳＮＳ等でも山内家資料のＰＲや展示情報の発信を中心に行った。

①情報誌「城博ニュース」の発行

企画展や講座・催し等の開催情報のほか、主な博物館活動を定期的に紹介する目的で発行している。令和２年度は山内家資料を常設展示している総合展示室の展示情報および山内家資料の紹介コーナーを加えて、山内家資料のＰＲにも力を入れた。

令和２年８月５日発行

令和２年９月30日発行

令和２年12月１日発行

令和３年２月12日発行

②広報ツールの発行

博物館紹介パンフレット、年間スケジュールリーフレットを発行し、継続的な広報に取り組んだ。また、広報イベントごとにポスター・チラシ等も制作している。

令和２年度は、山内家資料のＰＲを目的としたポスター・チラシも発行した。

利用案内パンフレット

年間スケジュールリーフレット

山内家資料ＰＲポスター
兼チラシ（表）

山内家資料ＰＲチラシ（裏）

開館４周記念
イベントチラシ

③ホームページおよびＳＮＳの運用

【ホームページ】

ホームページでは、利用案内や施設案内などの基本情報を掲載しているほか、各種お知らせ、展示や講座・催し物の開催情報等を随時更新している。またピックアップ（コラム）ページでは、展示資料の紹介や土佐藩の歴史文化に関連する記事を公開している。

特に、令和２年度は新型コロナウイルスの感染拡大により中止した企画展や講座等の代替サービスとしてオンラインコンテンツの発信にも取り組んだ。

ホームページのトップ画面（一部）

【ＳＮＳ】

Twitter、facebook、Instagram を運用し、各種お知らせや展示・催し物等の開催情報、展示の見どころや博物館活動の紹介等を随時発信している。

特に、令和２年度は新型コロナウイルスの感染拡大により中止した企画展や講座等の代替サービスとしてオンラインコンテンツの発信にも取り組んだ。

Twitter の画面（一部）

【オンラインコンテンツによるサービスの実施】

新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけて、全国の博物館でオンラインを活用したサービス「おうちミュージアム」が展開された。当館においても、直接来館できない方へのサービス、また、中止した展示や講座・行事等の代替サービスとして、ホームページやＳＮＳ、さらに動画を活用してオンラインコンテンツの公開に取り組んだ。

主なコンテンツは下記のとおり。

収蔵資料・展示関連	展示資料の紹介
	学芸員による常設展示解説動画
	刀の解説動画「南海太郎と長船忠光の紹介」
	刀の手入れ紹介動画
	面頬の解説動画
	変わり兜の解説※
	国宝高野切の解説※
	江戸時代の料理レシピ紹介
講座・行事関連	学芸員ミニレクチャー動画
	日曜市料理教室のレシピ公開
	城下町散策の解説動画
子ども向け関連	消しゴムでハンコを作ってみよう！
	クラフトペーパーでつくろう！ ～博物館の展示室～
その他	博物館の活動紹介
	やまぴょんぬりえ

※は過去に公開したものを改めて公開したコンテンツ

面頬の解説動画

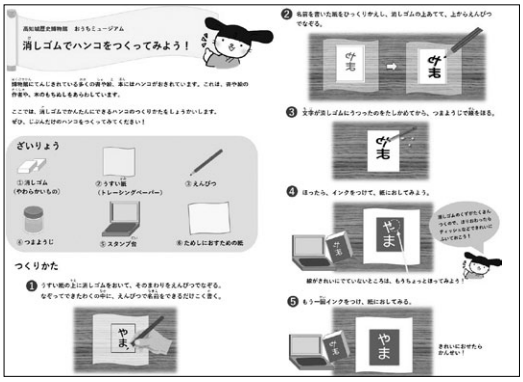

消しゴムでハンコを作ってみよう！

4 メディア対応

企画展や行事等の開催にあわせてマスメディアへのプレスリリース（告知・取材依頼）および各種媒体に向けた情報提供を随時行っている。

令和２年度は、特に高知県内での周知強化を目的に、県内各市町村広報誌への情報掲載依頼の取組みも開始した。主な放送・掲載実績は下記のとおり。

（主な放送・掲載実績）

●館全体

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
４月７日	新聞	朝日新聞	朝日エリアコム	当館紹介
４月17日	新聞	日経新聞	日経	当館紹介
５月２日	新聞	高知新聞	高知新聞社	臨時休館について
５月４日	新聞	高知新聞	高知新聞社	コロナ対応通信講座
５月５日	新聞	読売新聞	読売新聞社	コロナ対応通信講座
５月６日	新聞	高知新聞	高知新聞社	おうちミュージアム
５月９日	新聞	高知新聞	高知新聞社	博物館再開館
５月11日	WEB	デジタル毎日	毎日新聞社	コロナ対策
５月11日	テレビ	KUTVニュース	KUTV テレビ高知	博物館の再開館
５月11日	テレビ	情報パレットからふる	KUTV テレビ高知	コロナ対策
５月12日	新聞	高知新聞	高知新聞社	博物館再開館
５月14日	テレビ	こうちeye（18:15～）	RKC 高知放送	コロナ対策
５月28日	WEB	自然＆体験キャンペーン #おうちこうちプロジェクト	高知県観光政策課	おうちミュージアム
７月１日	雑誌等	こうち探検ミュージアム ７・８月号	株式会社アドブレーン	おうちミュージアム
９月20日	雑誌等	日本歴史学会編集『日本歴史』	『日本歴史』編集委員会	企画展案内 2020 年度後期
９月30日	雑誌等	高知のママとパパのための子育て応援ブックmama's book Vol.15	株式会社 ほっとこうち	当館紹介
10月６日	雑誌等	刀剣画報　歴史探訪MOOK シリーズ山鳥毛と一文字派	株式会社ホビージャパン	「大太刀　銘　南海太郎鍊之」紹介
10月22日	テレビ	NHK総合　こうちいちばん	NHK 高知放送局	コロナ対策
10月31日	雑誌等	リョーマの休日～自然＆体験キャンペーン～1Vol5	高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会	当館展示情報
11月27日	雑誌等	刀剣画報PRESENTS西国かたな旅　刀剣聖地　巡礼ガイド	株式会社ホビージャパン刀剣画報編集部	当館収蔵刀剣の紹介
２月10日	雑誌等	旅の手帖３月号	株式会社　交通新聞社	当館紹介
３月15日	雑誌等	まっぷる､マガジン四国 ’22	株式会社　昭文社	当館紹介
12月末	雑誌等	小冊子　スマイルアップ （Honda　ドライブガイド）	株式会社　四国企画	当館紹介
２月上旬	雑誌等	るるぶ高知　四万十22	株式会社パブリッシャーズ	当館紹介
３月中旬	雑誌等	まっぷるドライブ中国･四国 ’22	株式会社　昭文社	当館紹介
５月発行	雑誌等	JR四国観光素材集	JR 四国	当館紹介
９月下旬	雑誌等	JTBパブリッシング刊 「地図で旅する！日本の名城」	株式会社 JTB パブリッシング	当館紹介

●総合展示室１　第１期「参勤交代」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
６月１日	広報誌	さんSUN高知６月号	高知県	展示情報
７月４日 他	新聞	高知新聞（こみゅっと）	高知新聞社	展示情報

●総合展示室１　第２期「災厄の歴史」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
５月１日	広報誌	さんSUN高知５月号	高知県	展示情報
７月28日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報
８月11日	新聞	朝日新聞	朝日新聞社	取材
８月20日	テレビ	情報パレットからふる	KUTV テレビ高知	取材
８月23日	新聞	高知新聞 (こみゅっと ピックアップ)	高知新聞社	展示情報
９月５日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
９月５日	WEB	毎日新聞	毎日新聞社	取材

●総合展示室１　第３期「偉人の横顔」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
８月１日	広報誌	さんSUN高知８月号	高知県	展示情報
９月	WEB	ほっとこうちWEB	株式会社ほっとこうち	展示情報
11月１日	広報誌	広報いの11月号	いの町	展示情報
４月１日	広報誌	広報香美11月号	香美市	展示情報
11月１日	広報誌	広報こうなんNOW11月号	香南市	展示情報
11月１日	広報誌	広報あき11月号	安芸市	展示情報
11月１日	広報誌	広報なんこく11月号	南国市	展示情報
10月20日	テレビ	おはよう四国(TV放送)	NHK 高知放送局	取材
11月９日	テレビ	情報パレットからふる	KUTV テレビ高知	取材
10月10日 他	新聞	高知新聞 (こみゅっと　ピックアップ)	高知新聞社	展示情報
10月22日	新聞	ｋ+10月号	高知新聞社	展示情報
11月26日	新聞	毎日新聞	毎日新聞社	取材
10月16日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報

●総合展示室１　第４期「大名家の年賀状」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
12月１日	広報誌	広報おち12月号	越知町	展示情報
12月１日	広報誌	広報いの12月号	いの町	展示情報
12月16日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報
１月１日	広報誌	広報すくも１月号	宿毛市	展示情報
１月１日	広報誌	広報すさき１月号	須崎市	展示情報
１月１日	広報誌	広報あき１月号	安芸市	展示情報
１月１日	広報誌	ゆとりすと１月号	大豊町	展示情報
１月１日	広報誌	広報なんこく１月号	南国市	展示情報
１月14日	新聞	ミリカ１月号	高知新聞社	展示情報
１月16日	新聞	高知新聞 (こみゅっと　ピックアップ)	高知新聞社	展示情報
１月25日	広報誌	広報たの379号	田野町教育委員会事務局	展示情報
１月28日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	展示情報
２月９日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	展示情報
	新聞	読売新聞	読売新聞社	取材

●総合展示室２　第２期「能装束」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
５月１日	広報誌	さんSUN高知５月号	高知県	展示情報
７月１日	広報誌	さんSUN高知７月号	高知県	展示情報
７月14日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
７月19日	新聞	高知新聞 (こみゅっと)ピックアップ	高知新聞社	展示情報
７月31日	その他	たびひろイベントガイド	こうち旅広場	展示情報

●総合展示室２　第３期「秋のモチーフ」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
７月25日	雑誌等	ほっとこうち８月号	株式会社 ほっとこうち	展示情報
８月１日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報
９月１日	広報誌	さんSUN高知９月号	高知県	展示情報
９月10日	新聞	ミリカ９月号	高知新聞社	展示情報

●総合展示室２　第４期「末広がりでおめでたく」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
11月１日	広報誌	広報いの11月号	いの町	展示情報
11月１日	広報誌	広報香美11月号	香美市	展示情報
11月１日	広報誌	広報香南11月号	香南市	展示情報
11月１日	広報誌	広報なんこく11月号	南国市	展示情報
11月１日	広報誌	さんSUN高知11月号	高知県	展示情報
11月5日	新聞	高知新聞 (こみゅっと　ピックアップ)	高知新聞社	展示情報
11月13日	テレビ	ニュース	RKC 高知放送	取材
11月13日	テレビ	ニュース	テレビ高知	取材
11月16日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
11月18日	新聞	―	共同通信	取材
11月25日	テレビ	ニュース	NHK 高知放送局	取材
11月26日	新聞	ｋ+11月号	高知新聞社	展示情報
11月29日	テレビ	ニュース	NHK 高知放送局	取材
12月１日	広報誌	広報おち12月号	越知町	展示情報
12月１日	広報誌	広報いの12月号	いの町	展示情報
１月１日	広報誌	広報すくも１月号	宿毛市	展示情報
１月１日	広報誌	広報すさき１月号	須崎市	展示情報
１月１日	広報誌	広報なんこく１月号	南国市	展示情報
１月１日	広報誌	ゆとりすと１月号	大豊町	展示情報
１月１日	広報誌	広報さかわ１月号	佐川町	展示情報
１月25日	広報誌	広報たの379号	田野町教育委員会事務局	展示情報
１月12日	新聞	朝日新聞	朝日エリアコム	展示情報
１月14日	新聞	朝日新聞	朝日新聞社	取材
11月12日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報

●総合展示室　第５期「発見！つるかめ」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
２月１日	広報誌	広報香美２月号	香美市	展示情報
１月19日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報
２月１日	広報誌	ゆとりすと２月号	大豊町	展示情報
２月１日	広報誌	広報とうよう２月号	東洋町	展示情報
２月１日	広報誌	広報によど川２月号	仁淀川町	展示情報
２月１日	広報誌	広報ゆすはら２月号	檮原町	展示情報
２月１日	広報誌	広報みはら２月号	三原村	展示情報

●総合展示室　特別展示「山内家のひな人形・ひな道具」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
１月22日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報
２月１日	広報誌	広報なかとさ　２月号	中土佐町	展示情報
２月23日	テレビ	からふる	KUTV テレビ高知	取材（中継）
２月25日	テレビ	こうちeye	RKC 高知放送	取材
２月25日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
３月１日	広報誌	広報すくも３月号	宿毛市	展示情報
３月１日	広報誌	広報なかとさ３月号	中土佐町	展示情報
３月１日	広報誌	広報さかわ３月号	佐川町	展示情報
３月１日	広報誌	広報によど川３月号	仁淀川町	展示情報
３月１日	広報誌	広報いの３月号	いの町	展示情報
３月１日	広報誌	広報香美３月号	香美市	展示情報
３月１日	広報誌	広報あき３月号	安芸市	展示情報
３月１日	広報誌	広報つの３月号	津野町	展示情報
３月１日	広報誌	広報ゆすはら３月号	檮原町	展示情報
３月２日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	展示情報
３月６日	広報誌	広報なんこく３月号	南国市	展示情報
３月13日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材

●企画展「知られざる城博コレクション」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
12月１日	広報誌	広報おち12月号	越知町	展示情報
12月１日	広報誌	広報いの12月号	いの町	展示情報
12月23日	新聞	共同通信	共同通信社	取材
12月23日	テレビ	こうちいちばん	NHK 高知放送局	取材
12月23日	新聞	読売新聞･読売新聞オンライン	読売新聞社	取材
１月１日	広報誌	さんSUN高知１月号	高知県	展示情報
12月25日	広報誌	ほっこうち１月号	株式会社ほっとこうち	展示情報
１月１日	広報誌	広報しまんと１月号	四万十市	展示情報
１月１日	広報誌	広報すくも１月号	宿毛市	展示情報
１月１日	広報誌	広報つのちょう１月号	津野町	展示情報
１月１日	広報誌	広報すさき１月号	須崎市	展示情報
１月１日	広報誌	広報あき１月号	安芸市	展示情報
１月１日	新聞	産経新聞	産経新聞	展示情報
１月１日	広報誌	広報さかわ１月号	佐川町	展示情報
１月３日	新聞	朝日新聞･朝日新聞デジタル	朝日新聞社	展示情報
１月６日	テレビ	からふる	KUTV テレビ高知	取材
１月９日	雑誌等	月刊『旅の手帳』１月号	株式会社交通新聞社	展示情報
１月19日	新聞	デジタル毎日	毎日新聞社	取材
１月21日	新聞	朝日新聞	朝日新聞社	展示情報
１月21日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報
１月25日	広報誌	広報たの379号	田野町教育委員会事務局	展示情報
１月28日	新聞	ｋ＋１月号	高知新聞社	展示情報
２月１日	広報誌	広報すくも２月号	宿毛市	展示情報
２月１日	広報誌	広報なかとさ２月号	中土佐町	展示情報
２月１日	広報誌	広報すさき２月号	須崎市	展示情報
２月１日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
２月１日	広報誌	広報いの２月号	いの町	展示情報
２月１日	広報誌	広報香美２月号	香美市	展示情報
２月１日	広報誌	ゆとりすと２月号	大豊町	展示情報

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
２月１日	広報誌	広報とうよう２月号	東洋町	展示情報
２月１日	広報誌	広報によど川２月号	仁淀川町	展示情報
２月１日	広報誌	広報ゆすはら２月号	檮原町	展示情報
２月１日	広報誌	広報みはら	三原村	展示情報
２月１日	広報誌	広報つのちょう２月号	津野町	展示情報
２月12日	新聞	高知新聞 (こみゅっと　ピックアップ)	高知新聞社	展示情報
２月16日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	展示情報
２月25日、26日、27日、３月３日、４日	新聞	高知新聞	高知新聞社	担当学芸員寄稿（連載）
3月1日	広報誌	広報によど川	仁淀川町	展示情報

●企画展「よみがえる山内家資料の美と歴史」

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
２月20日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
３月１日	広報誌	広報しまんと３月号	四万十市	展示情報
３月１日	広報誌	広報すくも３月号	宿毛市	展示情報
３月1日	広報誌	広報なかとさ３月号	中土佐町	展示情報
３月１日	広報誌	広報さかわ３月号	佐川町	展示情報
３月１日	広報誌	広報によど川３月号	仁淀川町	展示情報
３月１日	広報誌	広報いの３月号	いの町	展示情報
３月１日	広報誌	広報香美３月号	香美市	展示情報
３月１日	広報誌	広報あき３月号	安芸市	展示情報
３月１日	広報誌	広報なんこく３月号	南国市	展示情報
３月１日	広報誌	ゆとりすと３月号	大豊町	展示情報
３月１日	広報誌	広報つの３月号	津野町	展示情報
３月１日	広報誌	広報ゆすはら３月号	檮原町	展示情報
３月４日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	展示情報
３月11日	新聞	ミリカ３月号	高知新聞社	関連行事情報
３月22日	テレビ	ニュース	NHK 高知放送局	取材
３月25日	新聞	朝日新聞	朝日新聞社	展示情報
３月29日	新聞	読売新聞	読売新聞社	取材
３月	WEB	ほっとこうちWEB	株式会社ほっとこうち	関連行事

●教育普及

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
７月１日	広報誌	こうち探検ミュージアム ７･８月号	株式会社アドブレーン	博物館で楽しもう！ 「クイズラリー」
７月１日	その他	わいわいくじら 2020年なつやすみ号	NPO 高知市民会議	博物館で楽しもう！ 「クイズラリー」
８月１日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	博物館で楽しもう！ 「クイズラリー」
９月１日	雑誌等	こうち探検ミュージアム ９・10月号	株式会社アドブレーン	博物館バックヤードツアー
９月13日	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	お月見の会　城博で楽しむ 雅楽の調べ
10月１日	広報誌	さんSUN高知10月号	高知県	博物館バックヤードツアー
10月１日	新聞	朝日新聞	朝日新聞社	博物館バックヤードツアー

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
10月８日	新聞	ミリカ10月号	高知新聞社	博物館バックヤードツアー
10月31日	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	博物館バックヤードツアー
12月１日	広報誌	広報もとやま12月号	高知県	出前授業
12月16日	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	お正月の会　城博で楽しむ 新春を寿ぐ邦楽の調べ
12月17日	新聞	ｋ+12月号	高知新聞社	お正月の会　城博で楽しむ 新春を寿ぐ邦楽の調べ
12月25日	雑誌等	ほっとこうち１月号	株式会社ほっとこうち	お正月の会　城博で楽しむ 新春を寿ぐ邦楽の調べ

●地域連携

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
９月10日	テレビ	みのがしうぉっちんぐ	四万十ケーブルテレビ	地域活動への協力
８月27日	新聞	高知新聞	高知新聞社	地域資料調査
８月28日	新聞	高知新聞	高知新聞社	地域資料調査
９月11日	新聞	高知新聞(地域)	高知新聞社	地域活動への協力
２月４日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	地域研究
２月19日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
２月25日	新聞	高知新聞	高知新聞社	地域活動への協力
２月28日	新聞	読売新聞	読売新聞社	取材
３月21日	新聞	高知新聞	高知新聞社	地域活動への協力

●イベント

掲載･放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
12月１日	広報誌	広報おち12月号	越知町	「博物館に初もうで」開催情報
12月１日	広報誌	広報いの12月号	いの町	「博物館に初もうで」開催情報
12月１日	広報誌	広報香美12月号	香美市	「博物館に初もうで」開催情報
12月１日	広報誌	さんSUN高知12月号	高知県	「博物館に初もうで」開催情報
12月10日	広報誌	ミリカ12月号	高知新聞社	「博物館に初もうで」開催情報
１月１日	広報誌	広報いの１月号	いの町	「博物館に初もうで」開催情報
１月１日	広報誌	ゆとりすと１月号	大豊町	「博物館に初もうで」開催情報
１月１日	広報誌	広報むろと１月号	室戸市	「博物館に初もうで」開催情報
１月１日	広報誌	広報あき１月号	安芸市	「博物館に初もうで」開催情報
１月１日	広報誌	広報なんこく１月号	南国市	「博物館に初もうで」開催情報
１月１日	広報誌	広報つのちょう１月号	津野町	開館４周年「城博の日」開催情報
２月１日	広報誌	広報なかとさ２月号	中土佐町	開館４周年「城博の日」開催情報
２月１日	広報誌	広報すさき２月号	須崎市	開館４周年「城博の日」開催情報
２月１日	広報誌	広報いの２月号	いの町	開館４周年「城博の日」開催情報
２月１日	広報誌	広報香美２月号	香美市	開館４周年「城博の日」開催情報
２月11日	新聞	ミリカ２月号	高知新聞社	開館４周年「城博の日」開催情報
２月12日	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	開館４周年「城博の日」開催情報
２月18日	新聞	高知新聞	高知新聞社	開館４周年「城博の日」開催情報
２月25日	新聞	ｋ＋２月号	高知新聞社	開館４周年「城博の日」開催情報
３月１日	広報誌	さん SUN 高知１月号	高知県	開館４周年「城博の日」開催情報
３月１日	広報誌	広報すくも２月号	宿毛市	開館４周年「城博の日」開催情報
３月１日	広報誌	広報さかわ３月号	佐川町	開館４周年「城博の日」開催情報
３月１日	広報誌	広報によど川３月号	仁淀川町	開館４周年「城博の日」開催情報
３月１日	広報誌	広報香美３月号	香美市	開館４周年「城博の日」開催情報

⑤出張広報活動

例年、高知市中心商店街で開催される「土曜夜市」（６月、７月）、高知市文化プラザかるぽーとで開催される「まんさい」（11月）にて、広報ブースの出展や当館キャラクターやまぴょんの着ぐるみによる出張広報を行っている。

令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うイベント中止、内容変更のため出張広報は行わなかった。

（２）宣伝・広告

年間広報計画に基づいて、テレビＣＭや各種広告等を展開し、博物館の認知向上、誘客促進に取り組んでいる。特に令和２年度は、企画展の中止期間は山内家資料のＰＲに取組み、企画展再開後は企画展の宣伝に取り組んだ。

①テレビＣＭ

山内家資料ＰＲ用ＣＭ（令和２年８月６日～ 20 日）

企画展「知られざる城博コレクション」ＣＭ（令和３年１月９日～ 11 日）

企画展「よみがえる山内家資料の美と歴史」ＣＭ（令和３年３月 20 日～ 31 日）

②当館外構掲示

のぼり旗（令和２年７月31日～）

外構サイン①（令和２年７月31日～）

外構サイン②（令和２年７月 31 日～）

横断幕（令和２年７月31日～）

帯屋町アーケード広告（令和２年８月17日～９月17日）

（３）誘客の取組

【記念スタンプの設置】

開館４周年記念イベントにあわせて、完成すると記念絵はがきになる重ね捺しスタンプを高知城展望ロビーに設置した。同スタンプは、記念イベント終了後も常設している。

重ね押しスタンプの様子

【観光客の誘客】

主に旅行客誘客の取組として、随時、高知県観光コンベンション協会主催の観光商談会への参加をはじめ、旅行会社に向けた情報提供および旅行商品の企画・造成の促進に取り組んでいる。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により商談会が中止となった。

（４）イベントの開催

博物館のＰＲおよび来館者サービスの拡充を目的に、主に観光シーズンや「高知城お城まつり」等にあわせて、特別イベントを開催ている。令和２年度は、下記のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため概ねイベントは中止し、開館４周年企画のみ開催した。

【春の夜間特別企画「お城下でたのしむ音楽の夕べ」】

新型コロナウイルス感染拡大防止のために「高知城花回廊」が中止となったことにあわせて、当イベントも中止した。

【GW特別イベント「城博のGW」】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

【正月特別イベント「博物館に初もうで」】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

【開館４周年「城博の日」】

例年、３月初旬の土曜日、日曜日に、開館記念イベントを開催している。

令和２年度は、３月６日（土）、７日（日）を開催日とし、両日共に観覧料を無料とした。

記念企画としては、下記のとおり、館長による記念講座、土佐藩主山内家墓所の特別公開、子ども対象の高知城探検企画、学芸員が調査・研究の成果の一部を紹介するレクチャー企画、城下町を学芸員と企画員が案内する散策会を行った。いずれも事前申込制や定員制等をはじめとした新型コロナウイルス感染対策を講じながら実施

した。特に、レクチャー企画と散策会は定員の数が限られたため、後日オンライン配信し、当日参加できない人々も聴講できるように工夫した。

①記念講座「花押と印章ー古文書における署名の作法ー」

日　　時：令和３年３月６日（土）
　　午後１時～２時
場　　所：高知城歴史博物館１階　ホール
参 加 費：無料
参加人数：49名
講　　師：渡部淳（当館職員）

講座の様子

②土佐藩主山内家墓所特別公開

（P40，２－（１）参照）

③ 高知城なぞときツアー！

（P21，５－（１）－2参照）

④ 学芸員ミニレクチャー

日　　時：令和３年３月７日（日）
　　午前10時30分～正午
場　　所：高知城歴史博物館１階　実習室
参 加 費：無料
参加人数：15名
講師・テーマ：
　髙木翔太（当館職員）「錦旗奪還・近代のコレラ」
　藤田雅子（当館職員）「吉田家の文通」
　尾本師子（当館職員）「古代塗を知っていますか？」
　田井東浩平（当館職員）「『修理』の世界へようこそ」

当日の様子

⑤城下町散策会―下町を歩く―

（P27，６－（４）－3参照）

【その他（時節等にあわせた特別講座）】

来館者サービスや誘客を目的に時節にあわせた特別企画を開催している。令和３年度は下記の企画を行った。

門松づくりの実演会

日　　時：令和２年12月20日（日）
　　午後１時30分～２時
場　　所：高知城歴史博物館　北ステージ
参 加 費：無料
参加人数：15名

当日の様子

8　文化施設連携

（1）こうちミュージアムネットワーク

こうちミュージアムネットワークに参加し、事務局、及び幹事館として「地域資料調査部会」を担当した。令和２年度は、歴史・文化・自然史資料の保存・継承を目的に地域資料の廃棄に対応した相談窓口を開設し、全体の運用の差配や保存方法等のアドバイスを行った。

（2）土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定

平成25年、安芸市立歴史民俗資料館、佐川町立青山文庫、宿毛市立宿毛歴史館の３館と「土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定」を締結した。この協定は、土佐藩における藩主、土居付家老を主要なテーマの一つとして活動している４館が、資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及などの博物館活動を連携して実施することを目的に結ばれたもので、当館が事務局を担当している。

（3）高知お城下文化施設の会

平成28年、高知市中心部に所在する文化施設の連携組織「高知市中心部文化施設の会（通称：お城下ネット）」が発足した。同会は、高知市中心部の博物館・図書館等の文化施設が相互に連携することにより、各施設が行う事業の充実と利用促進を図り、高知県・高知市の文化振

興、観光振興および高知市中心部の活性化に文化面から寄与することを目的としており、事務局である当館の他、オーテピア高知図書館、高知県立文学館、高知城、高知市立龍馬の生まれたまち記念館、高知みらい科学館、横山隆一記念まんが館が参加している。令和２年度は、主な活動として、①合同イベント「第４回お城下文化の日」の開催、②印刷物「令和３年度お城下文化手帳」の編集を以下のとおり実施した。

①「第４回お城下文化の日」

高知市中心部の活性化および文化振興、各施設への誘客促進を目的に「第４回お城下文化の日」を開催し、各施設を会場として「１日限定企画」を実施した。例年開催している合同ワークショップは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

開 催 日：令和２年11月15日（日）
場　　所：各施設
参加人数：催事全体1,408名（当館関係207名）
内　　容：当館では「１日限定企画」として、北ステージにて和綴じメモ帳づくりのワークショップを実施した。また、当日の来館者にオリジナルグッズ等の記念品を贈呈する企画も各施設において実施した。

行事風景

②「令和３年度お城下文化手帳」

平成28年度より、高知市中心部における文化振興、来街者の増加・回遊促進、各施設への入館者増などを目的に、県民及び観光客を対象とした中心部の文化情報を紹介する印刷物「お城下文化手帳」を発行している。令和２年度は、参加施設情報や中心部マップ、まちあるきコース等の情報を掲載した次年度版の編集作業を進めた。

第３章　土佐山内記念財団について

１　管理と運営

（１）理事会・評議員会

理事会並びに評議員会では重要事項等を審議している。

●理事　８名　（令和３年３月31日現在）

田村　壮児	高知県社会福祉協議会長
山内　豊功	山内家代表
山本　正篤	高知市教育長
五藤栄一郎	冨士書房代表取締役社長
岡村　昭一	高知県文化生活スポーツ部長
西山　彰一	宇治電化学工業代表取締役社長
清水　康文	元土佐カントリークラブ社長
渡部　　淳	高知県立高知城歴史博物館長

●監事　２名　（令和３年３月31日現在）

廣光　良昭	税理士
西村　純子	四国銀行地域振興部長

〈理事会〉

令和２年５月25日（月）　午後２時55分～３時55分
　場所：高知県立高知城歴史博物館１階　ホール
第１号議案　令和元年度事業報告及び収支決算について
第２号議案　令和２年度第１回評議員会の開催日時及び審議事項について
第３号議案　公益財団法人土佐山内記念財団嘱託員の任用、給与及び身分の取扱に関する規程の制定について
第４号議案　公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
第５号議案　公益財団法人土佐山内記念財団給与規程の一部改正について
報 告 事 項　公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
報 告 事 項　公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金に関する変更について
報 告 事 項　理事長の職務執行状況について

令和２年６月１日（月）
第１号議案　令和２年度第１回評議員会の審議事項について
　　任期満了に伴う評議員の選任について

令和３年３月16日（火）午前10時00分～11時00分
　場所：高知県立高知城歴史博物館１階　ホール
第１号議案　令和３年度事業計画及び収支予算について
第２号議案　令和２年度第２回評議員会の開催日時及び審議事項について

第３号議案　公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
報 告 事 項　理事長の職務執行状況について

●評議員　８名　（令和３年３月31日現在）

吉岡　郷継	元テレビ高知理事
高岸　憲二	高知県教育次長
山脇　　深	高知県文化生活スポーツ副部長
広末　幸彦	高知市商店街振興組合連合会理事長
石川　充宏	高知大学名誉教授
松本　瑛子	元高知県文化財保護審議会委員
釣井　龍秀	NPO法人定福寺豊永郷民俗資料保存会理事長
矢木　伸欣	宿毛市立宿毛歴史館長

〈評議員会〉

令和２年６月16日（火）午後２時25分～３時25分
　場所：高知県立高知城歴史博物館１階　ホール
第１号議案　令和元年度事業報告及び収支決算について
第２号議案　公益財団法人土佐山内記念財団嘱託員の任用、給与及び身分の取扱に関する規程の制定について
第３号議案　公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
第４号議案　公益財団法人土佐山内記念財団給与規程の一部改正について
第５号議案　任期満了に伴う評議員の選任について
報 告 事 項　公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
報 告 事 項　公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金に関する変更について

令和３年３月24日（水）　午前10時55分～11時40分
　場所：高知県立高知城歴史博物館１階　ホール
第１号議案　令和３年度事業計画及び収支予算について
第２号議案　公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
第３号議案　辞任に伴う評議員の選任について

２　財団自主事業

（１）土佐藩主山内家墓所管理事業

公益財団法人土佐山内記念財団は、平成28年３月１日に国史跡に指定された土佐藩主山内家墓所の管理団体となっている。山内家墓所は経年劣化による墓標表面の剥落や石垣の崩落等が散見され、文化財保護の観点から早急に保全に努める必要性が生じている。

山内家墓所を確実に後世に継承するため、管理団体として次の事業を行った。

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	・土佐藩主山内家墓所整備活用委員会を２回開催し、墓所整備の方法等について助言を受けた。 ・石垣修理の事前調査として発掘調査を実施。 ・特に劣化が著しい墓標について保存処理を実施。 ・墓所内に生えている支障木の伐採及び除去を実施。
墓所の保存・活用その他管理に関する事業	・墓標劣化調査を実施（４基） ・発掘箇所等の養生を実施。 ・墓所入り口及び遊歩道脇に案内看板を設置。
墓所公開	・令和３年３月６日（土）に墓所特別公開（34名参加）。

（２）山内基金

当財団では、平成28年度より、「学術研究・文化学術振興活動助成金」（通称：山内基金）という名称の公募型助成制度を開始した。この制度は、高知県の歴史や文化に関する学術研究あるいは高知県内の地域を対象に文化的活動・教育的活動等を行なう個人もしくは団体の方を対象に、助成金を交付し、高知県における学術･芸術･文化活動の振興に寄与しようとするものである。

令和２年度　助成採択者
〔研究部門〕
①氏　　名：国立研究開発法人海洋研究開発機構
　　（代表者　谷川亘氏）
　研究内容：「大名墓所の石材来歴の同定と歴史文化的変遷の考証―土佐藩主山内家墓所を例に―」
〔地域部門〕
②団 体 名：Team Makino（チーム　マキノ）
　活動内容：「土佐の伝統野菜「牧野野菜」の復活と保存に向けた取り組み」

（３）地域の課題解決支援事業

当財団では、県内で歴史や文化に関する活動等を行っている団体や文化施設の職員、個人等の知識・技術の向上を図り、ひいては県域の文化振興につなげることを目的に「地域の課題解決支援事業」を実施している。令和２年度は､企画展「知られざる城博コレクション～寄贈･寄託資料の世界～」にあわせ、「地域学芸員養成講座」の参加者・関係者を対象に、バックヤードと展示の解説を行う見学会を実施した。

高知城歴史博物館見学会（令和２年度 地域の課題解決支援事業）

日　　時：令和３年２月23日（火・祝）
　　午後１時～３時30分
場　　所：高知城歴史博物館３階　展示室等
講　　師：渡部淳（当館職員）
参 加 費：無料
参加人数：15名

（4）国分寺古文書調査

国分寺（南国市）からの委託事業として、平成26年度から同寺所蔵の古文書調査を進めている。同28年度から中断していた調査を再開し、1,328点の古文書基礎分類を行った。本事業において、国分寺は高知県の「ふるさとの文化遺産保存推進対策事業」の補助金を受けている。

3　地域歴史文化施設支援等事業委託業務

当財団は令和元年度より、高知県から「地域歴史文化施設支援等事業委託業務」を受託し、「地域歴史文化調査支援室」を設置した。支援室では、高知県内の各文化施設が有する歴史資料の調査研究の進展、成果の活用によって、各地域の文化活動の充実を図ることを目的とし、５つの事業を展開している。

（1）市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力

1相談窓口

市町村文化施設の資料整理・保存、調査、展示・解説など、文化施設において行われる諸分野に関する相談に対応した。情報提供や現地での共同作業のほか、支援室では対応できない相談内容については適宜その分野の専門家を紹介するなどした。令和２年度は、文化財用の保存備品の購入及び展示環境設備に関するものや資料受け入れに関する等15件の相談が寄せられた。また、郷土史に関するレファレンス研修の依頼に対して講師を務めた。

2所蔵資料目録編成への協力

学芸員の不在や担当職員の不足など諸事情により、収蔵資料目録が刊行されていない施設を対象として、歴史資料目録の刊行に協力した。令和２年度は、中岡慎太郎館所蔵「利岡家資料」目録の刊行に備え、補充調査及び原稿データ作成の支援を行った。また、四万十市郷土博物館の収蔵資料のうち、対象を歴史資料に絞り、資料撮影やカード採録を進め、調査整理及び目録刊行支援を行った。

①中岡慎太郎館

対　象：利岡家文書（1,270点）
期　間：２ヶ年
内　容：最終年度は、基礎カードの補充調査及び編成作業を行い、資料情報のデータ化を支援した。

調査風景

②四万十市郷土博物館（四万十市）

対　象：歴史資料の悉皆目録編成支援
期　間：３ヶ年（令和３年度刊行予定）
内　容：令和２年度は、引き続き資料管理台帳毎に資料撮影を進め、基礎調査を行った。また、目録刊行支援として編成の助言及び情報データ化作業の支援を行った。

（2）市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供

1高知に関する研究一覧刊行

明治以降の高知に関する研究・文献情報を網羅的に収集する事業。明治初年～平成30年までの情報は１冊にまとめて刊行する（令和３年度刊行予定）。令和元年度以降については、１年毎に刊行予定。令和２年度は、刊行に向けた情報収集、データ化作業を進めると共に、『高知に関する研究・文献目録（歴史・考古・民俗）―令和元年度―』を刊行した。

2資料集作成

文化施設で広く利用される歴史資料を活字化し刊行するための事業。令和２年度は、引き続き編集方針の検討及び情報収集を行った。

（3）資料情報の共有化と公開

文化施設活動の活性化を目的として、県内の資料情報を一元化し公開する事業。令和２年度は、県内文化施設発刊の目録情報の悉皆調査を進めると共に、情報のデータ化作業を行った。また、情報共有化に向けた横断検索システム構築の検討を行った。

（4）地域の文化施設活動に関わる人材の育成

1地域学芸員養成講座

市町村文化施設における協力者を養成することを目的とし、高知県内３箇所（東部・中部・西部）において全10回の講座を実施し、文化施設の諸活動に必要な技術や知識について実習を含め紹介した。令和２年度は、室戸市・高知市・宿毛市で開催した。このうち、宿毛会場の受講者８名は令和３年３月に宿毛歴史館の企画展の展示替え作業に関わった。また、室戸会場の受講者４名を中心として、令和２年８月に馬路村郷土館収蔵歴史資料の撮影が行われた。

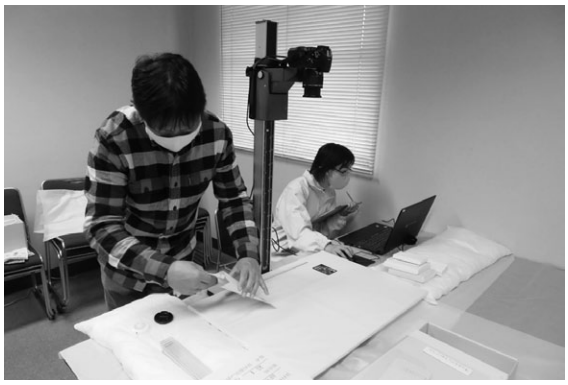

講座風景

①東部会場

会　場：室戸市役所３階（室戸市）
会　期：毎月第３土曜（全５回）
登録者：15名
※第６回以降の開催を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

②中部会場

会　場：高知県立高知城歴史博物館１階
会　期：毎月第１土曜（全10回）
登録者：11名

③西部会場

会　場：宿毛文教センター２階（宿毛市）
会　期：毎月第４土曜（全10回）
登録者：８名

養成講座題目一覧

	題　　目	内　　容
1	オリエンテーション	博物館略史や関連法規、高知県内外の博物館の現状と課題
2	資料保存	資料を劣化から守るための知識と資料梱包技術
3	資料調査	調査カードの採録と資料の撮影方法
4	資料取扱	古文書のたたみ方や、紐の結び方など資料取扱の基礎
5	公開（展示）	資料キャプションの作成方法と展示準備に必要な郷土史の調べ方
6	普及	博物館が行う生涯学習と学校教育の現状と課題
7	広報	博物館情報を発信するための広報戦略
8	総括	全体のまとめと復習
通年	古文書	資料調査に役立つ古文書の読み方の基礎と応用

（5）こうちミュージアムネットワークの事務局担当

県内の「文化」に関係する団体・個人約70機関が所属する県内最大の文化ネットワーク「こうちミュージアムネットワーク」の事務局を担当し、庶務・経理事務にあたった。また、高知県教育委員会より依頼を受け、令和２年11月より「志・とさ学びの日」関連企画『インターネットミュージアム』（主催：こうちミュージアムネットワーク）を開始し、会員館が作成した学びの動画の配信にあたっては、その連絡調整事務を担当した。

関連企画チラシ

資料１　高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例
（平成27年７月17日条例第51号）

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例

（設置）

第１条　旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等（以下「資料等」という。）を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理等）

第２条　博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

２　前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

３　前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類の提出を求め、第21条第１項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

（休館日）

第３条　博物館の休館日は、12月27日から翌年の１月１日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第４条　博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前９時から午後６時まで、日曜日は午前８時から午後６時までとする。ただし、博物館のホール、実習室及び和室にあっては、午前９時から午後10時までとする。

２　知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

３　前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要があると認めたときは、事前に知事に届け出ることにより第１項に規定する開館時間を延長することができる。

（施設の利用の許可等）

第５条　博物館のホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条から第８条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

（１）　利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。

（２）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（３）　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。第10条第１項第４号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

（４）　博物館の管理上支障があると認めるとき。

（５）　前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不適当であると認めるとき。

３　博物館の特別展示室その他の展示区画については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。

４　指定管理者は、第１項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（写真等の撮影等の許可等）

第６条　博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館（屋外に限る。）において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（資料等の撮影等の許可等）

第７条　学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で利用することができない。

３　指定管理者は、第１項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用する者の責務）

第８条　博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定

管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第９条　第５条第１項、第６条第１項又は第７条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第５条第１項、第６条第１項若しくは第７条第１項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第５条第４項、第６条第２項若しくは第７条第３項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

（１）　利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

（２）　利用者が第５条第４項、第６条第２項又は第７条第３項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

（３）　利用者が第５条第１項、第６条第１項若しくは第７条第１項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第５条第１項、第６条第１項若しくは第７条第１項の許可を受けたとき。

（４）　暴力団の活動に利用されると認めるとき。

（５）　前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

２　前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第５号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（利用料金の納付）

第11条　博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用者（営利以外の目的で第７条第１項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第１項において同じ。）は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）（１件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、１件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

（利用料金の収受）

第12条　指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

（利用料金の承認）

第13条　利用料金の額は、別表第１に定める基準額、別表第２に定める基準額及び別表第３に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和 33 年高知県条例第１号）第70条の４に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第１に定める基準額、別表第２に定める基準額及び別表第３に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に１円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に２を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。ただし、企画展に係る１人１回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）の利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

２　前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

（利用料金の減免）

第14条　指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第15条　指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（観覧料及び使用料）

第16条　博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料（１件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、１件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を県に納付しなければならない。

２　観覧料の額は、別表第１に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の４に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に 0.5を乗じて得た額から税込み基準額に２を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画展に係る１人１回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）の観覧料の額については、知事がその都度定めるものとする。

３　使用料の額は、別表第２に定める基準額及び別表第３に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の４に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第２に定める基準額及び別表第３に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に１円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に２を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第２の１の表備考４及び同表の２の表備考３並びに別表第３の１の表備考４の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

４　観覧料及び使用料の減免及び還付については、前２条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要があると」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由があると」と読み替えるものとする。

（旅行業者等の取扱いによる観覧）

第17条　第11条本文及び前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた（第14条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあっては、その合計額）の９割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第２項の規定により定められた（同条第４項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）観覧料（団体の場合にあっては、その合計額）の９割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。

（１）　旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者

（２）　知事が別に定める者

（損害賠償義務）

第18条　博物館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第19条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　第５条に規定する施設の利用の許可等、第６条に規定する写真等の撮影等の許可等、第７条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務

（２）　第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

（３）　博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務

（４）　博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

（５）　前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第20条　第２条第２項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第１項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

（１）　前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

（２）　前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第21条　知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

（１）　前条第１号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。

（２）　事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

（３）　事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

（４）　事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。

（５）　博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

２　知事は、第２条第２項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

３　指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第22条　指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次

に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第１項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（１） 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等の状況

（２） 利用料金の徴収の実績

（３） 業務に係る経費等の収支状況

（４） 前３号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

（業務報告の聴取等）

第23条 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第24条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２ 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

（指定等の告示）

第25条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

（１） 第21条第２項の規定による指定をしたとき。

（２） 第21条第３項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。

（３） 前条第１項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（原状回復義務）

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第１項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第27条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第２号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、規則で定める日（平成28年規則第77号で、平成29年３月４日とする。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第２条、第18条、第19条（第３号及び第５号に係る部分に限る。）及び第20条から第27条までの規定は平成28年４月１日から施行する。

（準備行為）

２ 第２条第１項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第５条から第７条までの規定による利用等の許可等並びに第13条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第20条及び第21条並びに第３条ただし書、第４条第２項及び第３項並びに第25条（第３号に係る部分を除く。）、第５条から第７条まで及び第10条並びに第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により行うことができる。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

３ 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第１（第13条、第16条関係）

区分	基準額		
	１人１回につき	１人年額	
	常設展	常設展	企画展
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	460円	1,820円	

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る１人１回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る１人１回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

別表第２（第13条、第16条関係）

１ ホール等に係る基準額

区分	基準額			
	基本利用料金			時間外利用料金（1時間につき）
	午前	午後	夜間	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円	1,930円
実習室	3,690円	6,150円	6,150円	1,230円
和室	4,350円	7,250円	7,250円	1,450円

備考

１ この表において、「午前」とは午前９時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後５時までの間を、「夜間」とは午後５時から午後10時までの間をいう。

2　この表の「時間外利用料金」には、第３条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。

3　時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が１時間未満であるとき又は時間外の利用時間に１時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を１時間として計算する。

4　利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き２日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前９時までの時間は、含まないものとする。

2　特別展示室に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金（午前９時から午後６時まで）	時間外利用料金（1時間につき）
特別展示室	30,840円	3,420円

備考

1　この表の「時間外利用料金」には、第３条に規定する休館日又は日曜日の午前８時から午前９時までの間に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。

2　時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が１時間未満であるとき又は時間外の利用時間に１時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を１時間として計算する。

3　利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き２日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後６時から翌日の午前９時まで（翌日が日曜日の場合は、午前８時まで）の時間は、含まないものとする。

3　附属設備に係る基準額

規則で定める額

別表第３（第13条、第16条関係）

1　展示区画（特別展示室を除く。）に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	
		基本利用料金（午前９時から午後６時まで）	時間外利用料金（1時間につき）
展示区画（特別展示室を除く。）	許可面積１平方メートル	140円	16円

備考

1　この表の「時間外利用料金」には、第３条に規定する休館日又は日曜日の午前８時から午前９時までの間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの基準額を含むものとする。

2　時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が１時間未満であるとき又は時間外の利用時間に１時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を１時間として計算する。

3　許可面積が１平方メートル未満であるとき又は許可面積に１平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を１平方メートルとして計算する。

4　利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き２日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後６時から翌日の午前９時まで（翌日が日曜日の場合は、午前８時まで）の時間は、含まないものとする。

2　業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者１人	１日につき860円
業として行う映画の撮影	撮影機１台	１時間につき1,720円
博物館の設置の目的に関連する催物の開催	許可面積１平方メートル	１日につき20円
資料等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	１点	4,910円

備考

1　写真の撮影若しくは催物の開催の期間が１日未満であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期間に１日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を１日として計算する。

2　映画の撮影の時間が１時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に１時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を１時間として計算する。

3　許可面積が１平方メートル未満であるとき又は許可面積に１平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を１平方メートルとして計算する。

資料２　高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則※別記様式の掲載は省略する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

（平成27年10月13日規則第70号）

改正　平成28年11月29日規則第78号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

（利用の許可の申請）

第２条　条例第５条第１項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第２条第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第１号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

３　前２項の規定による申請は、当該利用を開始する日の１年前から１月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第１項、第４条第１項及び第２項、第５条第１項、第６条第１項及び第２項、第７条第１項から第３項まで、第８条第１項、第９条第１項及び第３項、第10条第１項及び第４項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

（利用許可書の交付等）

第３条　指定管理者は、前条第１項又は第２項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

２　知事が交付する前項の利用許可書は、別記第２号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（利用の取消しの届出等）

第４条　利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

２　条例第５条第１項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

３　知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第３号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（利用等変更許可書の交付等）

第５条　指定管理者は、前条第２項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

２　知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第４号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（写真等の撮影等の許可の申請等）

第６条　条例第６条の写真等の撮影等の許可（以下「写真等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

２　指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

３　知事に対して提出する第１項の写真等撮影等許可申請書は別記第５号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第６号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（写真等の撮影等の取りやめの届出等）

第７条　写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

２　条例第６条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

３　指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

４　知事に対して提出する第２項の利用等変更許可申請書は別記第３号様式に、知事が交付する前項の利用等

変更許可書は別記第４号様式によるものとする。
追加〔平成28年条例78号〕
（資料等の撮影等の許可の申請）
第８条　条例第７条第１項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可（以下「資料等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
２　知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第７号様式によるものとする。
追加〔平成28年条例78号〕
（資料等撮影等許可書の交付等）
第９条　指定管理者は、前条第１項の規定による申請があった場合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
２　知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記第８号様式によるものとする。
３　資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
追加〔平成28年条例78号〕
（利用料金等の納付の時期等）
第10条　博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第１項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第３条第１項の利用許可書若しくは第５条第１項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県に納付することができる。
３　知事が交付する第１項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第９号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。
４　観覧券の交付は、午後５時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
追加〔平成28年条例78号〕
第11条　写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等の撮影等の許可を受けた者（営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。）は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第１項の規定による使用料を第６条第２項の写真等撮影等許可書若しくは第７条第３項の利用等変更許可書又は第９条第１項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
追加〔平成28年条例78号〕
（利用料金等の納付を要しない観覧者）
第12条　条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
（１）　身体障害者手帳を所持する者
（２）　療育手帳を所持する者
（３）　精神障害者保健福祉手帳を所持する者
（４）　戦傷病者手帳を所持する者
（５）　被爆者健康手帳を所持する者
（６）　高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
（７）　第１号から第５号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等１人につき１人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。）
追加〔平成28年条例78号〕
（利用料金の承認の申請）
第13条　指定管理者は、条例第13条第１項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。
２　指定管理者は、条例第13条第２項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。
追加〔平成28年条例78号〕
（附属設備に係る基準額）
第14条　消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第１号）第70条の４に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第２の３の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。
追加〔平成28年条例78号〕
（観覧料及び使用料の額）
第15条　条例第16条第２項及び第3項の規則で定める観覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。
追加〔平成28年条例78号〕
（観覧料及び使用料の減免の申請等）
第16条　条例第16条第４項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免

除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

（1） 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第16条第４項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

（1） 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

3 条例第16条第４項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による観覧料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。

4 条例第16条第４項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第17号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第２条第２項の利用許可申請書、第６条第１項の写真等撮影等許可申請書若しくは第８条第１項の資料等撮影等許可申請書又は第４条第２項若しくは第７条第２項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。

5 知事は、前２項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額（免除）承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（観覧料及び使用料の還付の請求等）

第17条 条例第16条第４項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。

（1） 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又は使用料の額に相当する額

（2） 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の２月前までにあった場合 既納又は過納となる使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の２分の１に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

（3） 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の２月前に当たる日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間にあった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

（4） 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 条例第16条第４項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなければならない。

3 条例第16条第４項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第21号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

4 知事は、前２項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（入館の制限）

第18条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

（1） 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者

（2） 他の博物館を利用する者（以下「利用者」という。）に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

（3） 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

（4） 前３号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者

追加〔平成28年条例78号〕

（管理上の立入り）

第19条 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があって当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

追加〔平成28年条例78号〕

（設備の制限）

第20条　利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

（原状回復義務）

第21条　利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第１項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

（汚損等の届出）

第22条　利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

（寄贈又は寄託）

第23条　博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈（寄託）申込書を提出するものとする。

２　知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

３　知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24号様式による資料等受領書を第１項の規定による申込みをした者に交付するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）

第24条　条例第20条の規則で定める申請書は、別記第25号様式によるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

2　条例第20条第２号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書

（２）　定款、規約その他これらに類する書類

（３）　法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し

（４）　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

（５）　前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3　条例第21条第３項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

（雑則）

第25条　この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

追加〔平成28年条例78号〕

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類）

２　条例附則第２項の規定に基づき条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第２条第１項及び第２項の規定の例による。

附　則（平成28年11月29日規則第78号）

（施行期日）

１　この規則は、平成29年３月４日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請等に必要な書類）

２　条例附則第２項の規定に基づき条例の施行の日前において行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第２条第１項、第３条第１項、第４条第２項、第５条第１項、第６条第１項及び第２項、第７条第２項及び第３項、第８条第１項並びに第９条第１項並びに第13条の規定の例による。

別表（第14条関係）

附属設備名	単位	基準額			
		基本利用料金			時間外利用料金（１時間につき）
		午前	午後	夜間	
天井プロジェクター	１式	1,320円	2,200円	2,200円	440円
プロジェクター	１式	390円	650円	650円	130円
電動昇降スクリーン	１張	270円	450円	450円	90円
ダイナミックマイク	１本	60円	100円	100円	20円
ワイヤレスマイク	１本	120円	200円	200円	40円
演台	１台	210円	350円	350円	70円
花台	１台	150円	250円	250円	50円
ＰＡセット（アンプ１台、スピーカー２台、ダイナミックマイク1本、ワイヤレスマイク２本）	１式	960円	1,600円	1,600円	320円

備考

１　この表において、「午前」とは午前９時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後５時までの間を、「夜間」とは午後５時から午後10時までの間をいう。

２　時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が１時間未満であるとき又は時間外の利用時間に１時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端

数を１時間として計算する。
３　この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。
４　消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。
追加〔平成28年条例78号〕
別記第１号様式（第２条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可申請書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第２号様式（第３条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書
［別紙参照］
追加〔平成 28年条例 78号〕
第３号様式（第４条、第７条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第４号様式（第５条、第７条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第５号様式（第６条関係）
高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書
［別紙参照］
追加〔平成 28年条例 78号〕
第６号様式（第６条関係）
高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第７号様式（第８条関係）
高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第８号様式（第９条関係）
高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第９号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第10号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第11号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第12号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館年間観覧券
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第13号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第14号様式（第13条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第15号様式（第13条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第16号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧料減額(免除)承認申請書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第17号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料減額(免除)承認申請書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第18号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧料減額(免除)承認通知書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第19号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料減額(免除)承認通知書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第20号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第21号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第22号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第23号様式（第23条関係）
資料等寄贈（寄託）申込書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第24号様式（第23条関係）

資料等受領書
［別紙参照］
追加〔平成28年条例78号〕
第25号様式（第24条関係）
指定管理者指定申請書
［別紙参照］
一部改正〔平成28年条例78号〕

高知県立高知城歴史博物館　年報
第５号
令和２年度

発　行　日　　令和３(2021)年６月25日
編集・発行　　公益財団法人土佐山内記念財団
〒780-0842　高知市追手筋２丁目７番５号
ＴＥＬ 088-871-1600
ＦＡＸ 088-871-1619
https://www.kochi-juhaku.jp/
印　　刷　　川北印刷株式会社